

公布した条例一覧

令和8年

公布 番号	条例名
2	杉並区立保育所及び小規模保育事業所条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
3	杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
4	杉並区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
5	杉並区特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例
6	杉並区職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例
7	杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
8	杉並区立済美教育センター条例の一部を改正する条例
9	杉並区職員の給与に関する条例及び杉並区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例
10	杉並区立自転車駐車場条例の一部を改正する条例
11	杉並区営住宅条例の一部を改正する条例
12	杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例
13	杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
14	杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
15	杉並区選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
16	杉並区議会議員及び杉並区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例
17	杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例
18	杉並区介護保険条例の一部を改正する条例
19	杉並区財政状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例

20	杉並区立すぎのき生活園条例の一部を改正する条例
21	杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例の一部を改正する条例
22	杉並区印鑑条例の一部を改正する条例

杉並区立保育所及び小規模保育事業所条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月19日

杉並区長 岸 本 聡 子

## 杉並区条例第2号

杉並区立保育所及び小規模保育事業所条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

杉並区立保育所及び小規模保育事業所条例の一部を改正する条例（令和7年杉並区条例第35号）の一部を次のように改正する。

附則第1項ただし書中「、公布の日」を「公布の日から、保育所等条例第1条第1項の改正規定（同項の表杉並区立堀ノ内東保育園の項を削る部分に限る。）は公布の日から起算して1年を超えない範囲内において規則で定める日」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。



杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月19日

杉並区長 岸 本 聡 子

### 杉並区条例第3号

杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例  
杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年杉並区条例第3号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項各号中「生理休暇」を「健康管理休暇」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 杉並区職員の給与に関する条例（昭和50年杉並区条例第9号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「生理休暇」を「健康管理休暇」に改める。

杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(特別休暇)</p> <p>第15条 任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。</p> <p>(1) 地方公務員法第22条の3第1項の規定により臨時的に任用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の規定により臨時的に任用された職員（常時勤務を要するものに限る。） 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母体保護休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、<u>健康管理休暇</u>、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護等のための休暇及び短期の介護休暇</p> <p>(2) 前号に掲げる職員以外の職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母体保護休暇、母子保健健診休暇、</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第15条 任命権者は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。</p> <p>(1) 地方公務員法第22条の3第1項の規定により臨時的に任用された職員及び地方公務員の育児休業等に関する法律第6条第1項の規定により臨時的に任用された職員（常時勤務を要するものに限る。） 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母体保護休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、<u>生理休暇</u>、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護等のための休暇及び短期の介護休暇</p> <p>(2) 前号に掲げる職員以外の職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母体保護休暇、母子保健健診休暇、</p>

妊婦通勤時間、育児時間、出産支援  
 休暇、育児参加休暇、健康管理休  
 暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休  
 暇、ボランティア休暇、リフレッシュ  
 休暇、子の看護等のための休暇及  
 び短期の介護休暇

2 略

妊婦通勤時間、育児時間、出産支援  
 休暇、育児参加休暇、生理休暇  
 、、慶弔休暇、災害休暇、夏季休  
 暇、ボランティア休暇、リフレッシュ  
 休暇、子の看護等のための休暇及  
 び短期の介護休暇

2 略

附則第2項による改正（杉並区職員の給与に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(給与の減額)</p> <p>第18条 職員が勤務しないときは、勤務時間条例第9条の5第1項に規定する超勤代休時間及び休日（勤務時間条例第10条及び第11条の規定による休日並びに勤務時間条例第12条第1項の規定により指定された代休日をいう。以下同じ。）である場合、勤務時間条例第13条から第15条までに規定する年次有給休暇、病気休暇（規則で定める日数を限度とする。）及び特別休暇（<u>健康管理休暇</u>にあつては、規則で定める日数を限度とする。）を承認され勤務しなかつた場合並びにその勤務しないこと及び給与の減額を免除することにつき任命権者の承認があつた場合を除き、その勤務しない1時間につき、第23条に規定する勤務1時</p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第18条 職員が勤務しないときは、勤務時間条例第9条の5第1項に規定する超勤代休時間及び休日（勤務時間条例第10条及び第11条の規定による休日並びに勤務時間条例第12条第1項の規定により指定された代休日をいう。以下同じ。）である場合、勤務時間条例第13条から第15条までに規定する年次有給休暇、病気休暇（規則で定める日数を限度とする。）及び特別休暇（<u>生理休暇</u>にあつては、規則で定める日数を限度とする。）を承認され勤務しなかつた場合並びにその勤務しないこと及び給与の減額を免除することにつき任命権者の承認があつた場合を除き、その勤務しない1時間につき、第23条に規定する勤務1時</p>

間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 略

間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 略

杉並区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する  
条例を公布する。

令和8年3月19日

杉並区長 岸 本 聡 子

#### 杉並区条例第4号

杉並区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正  
する条例

杉並区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例（令和7年杉並区  
条例第7号）の一部を次のように改正する。

第10条、第11条第1項及び第14条中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等  
通園支援事業所」に改める。

第17条第6号中「乳児及び幼児の区分ごとの」を削り、同条第7号中「並び  
に」を「その他の」に改める。

第19条第1項中「乳児等通園支援事業者」を「乳児等通園支援事業所」に改め  
る。

第23条第3項中「係る利用定員」の次に「（子ども・子育て支援法（平成24  
年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において定める利用定  
員をいう。）」を加える。

第27条中「及びその職員」を削る。

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

杉並区乳児等通園支援事業の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正  
する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(職員の一般的要件)</p> <p>第10条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。</p> <p>(職員の知識及び技能の向上等)</p> <p>第11条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、常に自己研さんに励み、乳児等通園支援事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第14条 <u>乳児等通園支援事業所</u>の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第17条 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所ごとに、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営について</p>	<p>(職員の一般的要件)</p> <p>第10条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であって、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けたものでなければならない。</p> <p>(職員の知識及び技能の向上等)</p> <p>第11条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、常に自己研さんに励み、乳児等通園支援事業の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。</p> <p>2 略</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第14条 <u>乳児等通園支援事業者</u>の職員は、利用乳幼児に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p> <p>(運営規程)</p> <p>第17条 乳児等通園支援事業者は、乳児等通園支援事業所ごとに、次に掲げる乳児等通園支援事業の運営について</p>

の重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(5) 略

(6) \_\_\_\_\_ 利用  
定員

(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項その他の利用に当たっての留意事項

(8)～(11) 略

(秘密保持等)

第19条 乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 略

(乳児等通園支援事業の区分)

第23条 略

2 略

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所若しくは認定こども園又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第26条第4号において同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）が当該施設又は当該事業に係る利用定員（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項又は第29条第1項の確認において

の重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

(1)～(5) 略

(6) 乳児及び幼児の区分ごとの利用  
定員

(7) 乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに 利用に当たっての留意事項

(8)～(11) 略

(秘密保持等)

第19条 乳児等通園支援事業者の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用乳幼児又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 略

(乳児等通園支援事業の区分)

第23条 略

2 略

3 余裕活用型乳児等通園支援事業とは、保育所若しくは認定こども園又は家庭的保育事業等（居宅訪問型保育事業を除く。第26条第4号において同じ。）を行う事業所において、当該施設又は事業を利用する児童の数（以下この項において「利用児童数」という。）が当該施設又は当該事業に係る利用定員\_\_\_\_\_

定める利用定員をいう。)の総数に満たない場合に、当該利用定員の総数から当該利用児童数を減じた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者\_\_\_\_\_は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

\_\_\_\_\_の総数に満たない場合に、当該利用定員の総数から当該利用児童数を減じた数以下の数の乳幼児を対象として行う乳児等通園支援事業をいう。

(電磁的記録)

第27条 乳児等通園支援事業者及びその職員は、記録、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

杉並区特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例を公布する。

令和8年3月19日

杉並区長 岸 本 聡 子

## 杉並区条例第5号

### 杉並区特定乳児等通園支援事業の運営の基準に関する条例

#### 目次

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準

第1節 利用定員に関する基準（第3条）

第2節 運営に関する基準（第4条—第32条）

第3章 雑則（第33条）

第4章 委任（第34条）

#### 附則

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第54条の3において準用する法第46条第3項の規定に基づき、特定乳児等通園支援事業（特定乳児等通園支援（法第30条の20第1項に規定する特定乳児等通園支援をいう。以下同じ。）を行う事業をいう。以下同じ。）の運営の基準を定めるものとする。

（一般原則）

第2条 特定乳児等通園支援事業者（法第54条の3に規定する特定乳児等通園支援事業者をいう。以下同じ。）は、良質かつ適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容及び水準の特定乳児等通園支援を提供することにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指さなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用する支給対象小学校就学前子ども（法第3

0条の14に規定する支給対象小学校就学前子どもをいう。以下同じ。)の意思及び人格を尊重して、常に当該支給対象小学校就学前子どもの立場に立って特定乳児等通園支援を提供するよう努めなければならない。

- 3 特定乳児等通園支援事業者は、地域及び家庭との結び付きを重視した運営を行い、都道府県、区市町村、特定教育・保育施設等（法第27条第1項に規定する特定教育・保育施設及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育事業者をいう。以下同じ。）、他の特定乳児等通園支援事業者、地域子ども・子育て支援事業（法第59条に規定する地域子ども・子育て支援事業をいう。以下同じ。）を行う者、児童福祉施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、利用する支給対象小学校就学前子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、特定乳児等通園支援事業者が特定乳児等通園支援事業を行う事業所（以下「特定乳児等通園支援事業所」という。）の職員に対し、研修の実施その他の措置を講ずるよう努めなければならない。

## 第2章 特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準

### 第1節 利用定員に関する基準

第3条 特定乳児等通園支援事業者は、1時間当たりの利用定員（法第54条の2第1項の確認において定めるものに限る。次項において同じ。）を定めるものとする。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子ども（法第30条の16に規定する乳児等支援給付認定子どもをいう。以下同じ。）が当該特定乳児等通園支援事業者の提供する特定乳児等通園支援を利用する時間数、特定乳児等通園支援事業所が開所する日数及び時間その他の事情を考慮して1月当たりの利用定員を定めるものとする。

### 第2節 運営に関する基準

（面談）

第4条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して

最初に特定乳児等通園支援を提供しようとするときに、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境を把握するための当該保護者との面談（映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながらする通話を含む。）を行わなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の面談を行うに当たっては、あらかじめ、第19条に規定する特定乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により当該特定乳児等通園支援事業者が支払を受ける費用に関する事項その他の提供する特定乳児等通園支援に関する重要事項を記載した文書を交付しなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、第1項の面談において、前項の特定乳児等通園支援に関する重要事項を説明し、第1項の規定による申込みに係る特定乳児等通園支援の提供について、同項に規定する保護者の同意を得なければならない。

（正当な理由のない提供拒否の禁止）

第5条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定保護者（法第30条の15第3項に規定する乳児等支援給付認定保護者をいう。以下同じ。）から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。

（あっせん及び要請に対する協力）

第6条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供する特定乳児等通園支援の利用について法第54条の3において準用する法第54条第1項の規定により区が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。

（乳児等支援支給認定証に記載された事項の確認）

第7条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに係る特定乳児等通園支援の利用の申込みを受けた後、当該乳児等支援給付認定子どもに対して最初に特定乳児等通園支援を提供するに際し、乳児等支援給付認定保護者から法第30条の15第3項に規定する乳児等支援支給認定証の提示を受けたときは、子ども・子育て支援法施行規則（平成26年内閣府令第44号）第28条の24各号に掲げる事項を確認するものとする。

（乳児等支援給付認定の申請に係る援助）

第8条 特定乳児等通園支援事業者は、法第30条の15第1項に規定する認定

(以下この条において「乳児等支援給付認定」という。)を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに乳児等支援給付認定の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

(心身の状況等の把握)

第9条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援の提供に当たっては、乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況、当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境、他の特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の利用状況その他の教育・保育等(法第56条第1項に規定する教育・保育等をいう。)の利用状況の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第10条 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等において継続的に提供される法第27条第1項に規定する特定教育・保育及び法第29条第1項に規定する特定地域型保育との円滑な接続に資するよう、乳児等支援給付認定子どもに係る情報の提供その他特定教育・保育施設等との密接な連携に努めなければならない。

(特定乳児等通園支援の提供の記録)

第11条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を提供した際は、提供した日時、時間、内容その他必要な事項を記録しなければならない。

(支払)

第12条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領(法第30条の20第5項(法第30条の21第3項において準用する場合を含む。)の規定により区市町村が支払う特定乳児等通園支援に要した費用の額の一部を、乳児等支援給付認定保護者に代わり特定乳児等通園支援事業者が受領することをいう。次条において同じ。)を行わないときは、乳児等支援給付認定保護者から、当該特定乳児等通園支援に係る特定乳児等通園支援費用基準額(法第30条の20第3項の規定により算出した乳児等支援給付費(法第30条の12に規定する乳児等支援給付費をいう。以下同じ。)の額をいう。次項において同じ。)に相当する額の支払を受けるものとする。

2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の規定により支払を受ける額のほか、特定

乳児等通園支援の提供に当たって、当該特定乳児等通園支援の質の確保及び向上を図る上で必要であると認められる対価について当該特定乳児等通園支援に要する費用として見込まれるものの額と特定乳児等通園支援費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を乳児等支援給付認定保護者から受けることができる。

- (1) 日用品、文房具その他の特定乳児等通園支援に必要な物品の購入に要する費用
- (2) 特定乳児等通園支援に係る行事への参加に要する費用
- (3) 食事の提供に要する費用
- (4) 特定乳児等通園支援事業所に通う際に提供される便宜に要する費用
- (5) 前各号に掲げるもののほか、特定乳児等通園支援において提供される便宜に要する費用のうち、特定乳児等通園支援の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、乳児等支援給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの

4 特定乳児等通園支援事業者は、前3項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用の額を支払った乳児等支援給付認定保護者に対し、当該費用に係る領収証を交付しなければならない。

5 特定乳児等通園支援事業者は、第2項及び第3項の金銭の支払を求める際は、あらかじめ、当該金銭の用途及び額並びに乳児等支援給付認定保護者に金銭の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、乳児等支援給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、同項の規定による金銭の支払に係る同意については、文書によることを要しない。(乳児等支援給付費の額に係る通知等)

第13条 特定乳児等通園支援事業者は、法定代理受領により特定乳児等通園支援に係る乳児等支援給付費の支給を受けた場合は、乳児等支援給付認定保護者に対し、当該乳児等支援給付認定保護者に係る乳児等支援給付費の額を通知しなけれ

ばならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前条第1項の規定により特定乳児等通園支援費用基準額に相当する額の支払を受けた場合は、その提供した特定乳児等通園支援の内容、利用時間、費用の額その他必要と認められる事項を記載した特定乳児等通園支援提供証明書を乳児等支援給付認定保護者に対して交付しなければならない。

(特定乳児等通園支援の内容)

第14条 特定乳児等通園支援事業者は、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）第35条の規定に基づき保育所における保育の内容について内閣総理大臣が定める指針に準じ、乳児等通園支援事業（児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業をいう。）の特性に留意して、支給対象小学校就学前子ども及びその保護者の心身の状況等に応じた特定乳児等通園支援を適切に提供しなければならない。

(特定乳児等通園支援に関する評価等)

第15条 特定乳児等通園支援事業者は、自らその提供する特定乳児等通園支援の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、定期的に外部の者による評価を受けて、その結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

(相談及び援助)

第16条 特定乳児等通園支援事業者は、常に乳児等支援給付認定子ども及びその保護者の心身の状況並びに当該乳児等支援給付認定子どもの養育環境の的確な把握に努め、当該乳児等支援給付認定子ども及びその保護者からの相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第17条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、現に特定乳児等通園支援の提供を行っているときに乳児等支援給付認定子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該乳児等支援給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(区への通知)

第18条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を受けている乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって乳児等支援給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を区に通知しなければならない。

(運営規程)

第19条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、次に掲げる特定乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 特定乳児等通園支援事業の目的及び運営の方針
- (2) 提供する特定乳児等通園支援の内容
- (3) 職員の職種、員数及び職務の内容
- (4) 特定乳児等通園支援の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- (5) 第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、その額及び支払を求める理由
- (6) 第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員
- (7) 特定乳児等通園支援事業の利用の開始及び終了に関する事項並びにその他の利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
- (11) その他特定乳児等通園支援事業の運営に関する重要事項

(勤務体制の確保等)

第20条 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対し適切な特定乳児等通園支援を提供することができるよう、特定乳児等通園支援事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所ごとに、当該特定乳児等通園支援事業所の職員によって特定乳児等通園支援を提供しなければならない。ただし、特定乳児等通園支援の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

(利用定員の遵守)

第21条 特定乳児等通園支援事業者は、第3条第1項の規定により定める1時間当たりの利用定員を超えて特定乳児等通園支援の提供を行ってはならない。

(掲示等)

第22条 特定乳児等通園支援事業者は、第19条に規定する特定乳児等通園支援事業の運営についての重要事項に関する規程の概要、職員の勤務の体制、第12条の規定により乳児等支援給付認定保護者から支払を受ける費用の額その他の利用の申込みをした者の特定乳児等通園支援事業所の選択に資すると認められる重要事項について、特定乳児等通園支援事業所の見やすい場所に掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

(乳児等支援給付認定子どもを平等に取り扱う原則)

第23条 特定乳児等通園支援事業所においては、乳児等支援給付認定子どもの国籍、信条、社会的身分又は第12条の規定による支払の状況によって、差別的取扱いをしてはならない。

(虐待等の禁止)

第24条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、乳児等支援給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該乳児等支援給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(秘密保持等)

第25条 特定乳児等通園支援事業所の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た乳児等支援給付認定子ども又はその家族の秘密を漏らすことがないように、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、特定教育・保育施設等、他の特定乳児等通園支

援事業者、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、乳児等支援給付認定子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により当該乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(情報の提供等)

第26条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援を利用しようとする乳児等支援給付認定子どもに係る乳児等支援給付認定保護者が、その希望を踏まえて適切に特定乳児等通園支援事業者を選択することができるよう、当該特定乳児等通園支援事業者が提供する特定乳児等通園支援の内容に関する情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、当該特定乳児等通園支援事業者について広告をする場合において、その内容を虚偽のもの又は誇大なものとしてはならない。

(利益供与等の禁止)

第27条 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業（法第59条第1号に規定する事業をいう。）その他の地域子ども・子育て支援事業を行う者（次項において「利用者支援事業者等」という。）、教育・保育施設（法第7条第4項に規定する教育・保育施設をいう。次項において同じ。）、地域型保育事業者（地域型保育を行う事業者をいう。次項において同じ。）若しくは乳児等通園支援事業者（乳児等通園支援を行う事業者をいう。次項において同じ。）又はその職員に対し、支給対象小学校就学前子ども又はその家族に対して当該特定乳児等通園支援事業者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、利用者支援事業者等、教育・保育施設、地域型保育事業者若しくは乳児等通園支援事業者又はその職員から、支給対象小学校就学前子ども又はその家族を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受してはならない。

(苦情への対応)

第28条 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども又は乳児等支援給付認定保護者その他の当該乳児等

支援給付認定子どもの家族（以下この条において「乳児等支援給付認定子ども等」という。）からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口の設置その他の必要な措置を講じなければならない。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容その他の事項を記録しなければならない。
- 3 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関する乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して区が実施する事業に協力するよう努めなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、その提供した特定乳児等通園支援に関し、法第30条の13において準用する法第14条第1項の規定により区が行う報告若しくは文書その他の物件の提出若しくは提示の命令又は区の職員が行う質問若しくは特定乳児等通園支援事業所の設備若しくは文書その他の物件の検査に応じ、及び乳児等支援給付認定子ども等からの苦情に関して区が行う調査に協力するとともに、区からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- 5 特定乳児等通園支援事業者は、区からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を区に報告しなければならない。

（地域との連携等）

第29条 特定乳児等通園支援事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めなければならない。

（事故発生の防止及び発生時の対応）

第30条 特定乳児等通園支援事業者は、事故の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1） 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記載された事故発生の防止のための指針を整備すること。
- （2） 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を職員に周知徹底する体制を整備すること。

(3) 事故発生の防止のための委員会を設置すること。

(4) 事故の発生の防止のための職員に対する研修を定期的に行うこと。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により事故が発生した場合は、速やかに区及び当該乳児等支援給付認定子どもの家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

3 特定乳児等通園支援事業者は、前項の事故の状況及び当該事故に際してとった処置について記録しなければならない。

4 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、速やかに損害賠償を行わなければならない。

(会計の区分)

第31条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業の会計を他の事業の会計と区分しなければならない。

(記録の整備等)

第32条 特定乳児等通園支援事業者は、特定乳児等通園支援事業所の職員、設備及び会計に関する諸記録を整備しておかななければならない。

2 特定乳児等通園支援事業者は、乳児等支援給付認定子どもに対する特定乳児等通園支援の提供に関する次に掲げる記録等を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

(1) 特定乳児等通園支援の提供に当たっての計画

(2) 第11条の規定による特定乳児等通園支援の記録

(3) 第18条の規定による区への通知に係る記録

(4) 第28条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(5) 第30条第3項の規定による事故の状況及び当該事故に際してとった処置についての記録

### 第3章 雑則

(電磁的記録等)

第33条 特定乳児等通園支援事業者は、記録、作成、保存その他これらに類する

もののうち、この条例の規定において書面等（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されているものについては、当該書面等に代えて、当該書面等に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。次項において同じ。）により行うことができる。

- 2 特定乳児等通園支援事業者は、この条例の規定による書面等の交付については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付に代えて、第4項で定めるところにより、乳児等支援給付認定保護者の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定乳児等通園支援事業者の使用に係る電子計算機と、乳児等支援給付認定保護者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって規則で定めるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付したものとみなす。
- 3 前項に規定する電磁的方法は、乳児等支援給付認定保護者がファイルへの記録を出力することにより、文書を作成することができるものでなければならない。
- 4 特定乳児等通園支援事業者は、第2項の規定により記載事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該記載事項を提供する乳児等支援給付認定保護者に対し、その提供に用いる電磁的方法の種類及びファイルへの記録の方式を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。
- 5 前項の規定による承諾を得た特定乳児等通園支援事業者は、当該乳児等支援給付認定保護者から文書又は電磁的方法により、電磁的方法による提供を受けない旨の申出があったときは、当該乳児等支援給付認定保護者に対し、第2項に規定する記載事項を電磁的方法によって提供してはならない。ただし、当該乳児等支援給付認定保護者が再び前項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。
- 6 第2項から前項までの規定は、この条例の規定による書面等による同意の取得

について準用する。この場合において、第2項中「書面等の交付」とあるのは「書面等による同意」と、「第4項」とあるのは「第6項において準用する第4項」と、「書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）」とあるのは「同意」と、「提供することができる。この場合において、当該特定乳児等通園支援事業者は、当該書面等を交付したものとみなす」とあるのは「得ることができる」と、第3項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、第4項中「第2項」とあるのは「第6項において準用する第2項」と、「記載事項を提供しよう」とあるのは「同意を得よう」と、「記載事項を提供する」とあるのは「同意を得ようとする」と、「その提供」とあるのは「その同意」と、前項中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と、「提供を受けない」とあるのは「同意を行わない」と、「第2項に規定する記載事項」とあるのは「この条例の規定による書面等による同意」と、「提供して」とあるのは「取得して」と、同項ただし書中「前項」とあるのは「第6項において準用する前項」と読み替えるものとする。

#### 第4章 委任

第34条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（令和7年政令第343号）第5条に規定する条例で定める日は、令和8年3月31日とする。

杉並区職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月19日

杉並区長 岸 本 聡 子

## 杉並区条例第6号

杉並区職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

第1条 杉並区職員の給与に関する条例（昭和50年杉並区条例第9号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項第1号中「指導教諭」の次に「、主務教諭」を加える。

第2条 杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成10年杉並区条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項中「指導教諭」の次に「、主務教諭」を加える。

第3条 杉並区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年杉並区条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表付記2中「第27条第10項」を「第27条第11項」に改める。

第4条 杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成19年杉並区条例第10号）の一部を次のように改正する。

第2条中「指導教諭」の次に「、主務教諭」を加える。

第5条 杉並区学校教育職員の給与に関する条例（平成19年杉並区条例第11号）の一部を次のように改正する。

第2条中「指導教諭」の次に「、主務教諭」を加える。

別表第1の3級の項中「主任教諭」を「主務教諭」に改める。

第6条 杉並区学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（平成19年杉並区条例第12号）の一部を次のように改正する。

第2条中「指導教諭」の次に「、主務教諭」を加える。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

杉並区職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

第1条による改正（杉並区職員の給与に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>（目的）</p> <p>第1条 略</p> <p>2 次に掲げる職員の給与に関する事項は、別に条例で定める。</p> <p>（1） 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第2条第1項に定める教育公務員（杉並区立小学校、中学校及び特別支援学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、<u>主務教諭</u>、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）のうち市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条第1号に規定する職員以外のもの並びに杉並区立子供園の園長、副園長、教諭及び養護教諭に限る。）</p> <p>（2） 略</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 略</p> <p>2 次に掲げる職員の給与に関する事項は、別に条例で定める。</p> <p>（1） 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第2条第1項に定める教育公務員（杉並区立小学校、中学校及び特別支援学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭_____、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（常時勤務の者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）のうち市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条第1号に規定する職員以外のもの並びに杉並区立子供園の園長、副園長、教諭及び養護教諭に限る。）</p> <p>（2） 略</p>

第2条による改正（杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 略</p> <p>2 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第2条第1項に定める教育公務員（杉並区立小学校、中学校及び特別支援学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、<u>主務教諭</u>、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（常時勤務の者及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）のうち市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条第1号に規定する職員以外のもの並びに杉並区立子供園の園長、副園長、教諭及び養護教諭に限る。）の勤務時間、休日、休暇等に関しては、別に条例で定める。</p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 略</p> <p>2 教育公務員特例法（昭和24年法律第1号）第2条第1項に定める教育公務員（杉並区立小学校、中学校及び特別支援学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭_____、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（常時勤務の者及び地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）のうち市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条第1号に規定する職員以外のもの並びに杉並区立子供園の園長、副園長、教諭及び養護教諭に限る。）の勤務時間、休日、休暇等に関しては、別に条例で定める。</p>

第4条による改正（杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(職員の定義)</p> <p>第2条 この条例において、学校教育職員（以下「職員」という。）とは、杉並区立小学校、中学校及び特別支援学</p>	<p>(職員の定義)</p> <p>第2条 この条例において、学校教育職員（以下「職員」という。）とは、杉並区立小学校、中学校及び特別支援学</p>

校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、主務教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（常時勤務の者及び地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）に限る。）のうち、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条第1号に規定する職員以外のものをいう。

校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭\_\_\_\_\_、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（常時勤務の者及び地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）に限る。）のうち、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条第1号に規定する職員以外のものをいう。

第5条による改正（杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(職員の定義)</p> <p>第2条 この条例において、学校教育職員（以下「職員」という。）とは、杉並区立小学校、中学校及び特別支援学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、<u>主務教諭</u>、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（常時勤務の者及び地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）のうち、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条第1号に規定する職員以外のものをいう。</p>	<p>(職員の定義)</p> <p>第2条 この条例において、学校教育職員（以下「職員」という。）とは、杉並区立小学校、中学校及び特別支援学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭_____、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（常時勤務の者及び地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）のうち、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条第1号に規定する職員以外のものをいう。</p>

第6条による改正（杉並区学校教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、学校教育職員（以下「職員」という。）とは、杉並区立小学校、中学校及び特別支援学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、<u>主務教諭</u>、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（常時勤務の者及び地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）のうち、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条第1号に規定する職員以外のものをいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、学校教育職員（以下「職員」という。）とは、杉並区立小学校、中学校及び特別支援学校の副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭_____、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師（常時勤務の者及び地方公務員法第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める者に限る。）のうち、市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条第1号に規定する職員以外のものをいう。</p>

杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月19日

杉並区長 岸 本 聡 子

#### 杉並区条例第7号

杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成12年杉並区条例第17号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項各号中「生理休暇」を「健康管理休暇」に改める。

第2条 杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例（平成19年杉並区条例第10号）の一部を次のように改正する。

第18条第1項中「生理休暇」を「健康管理休暇」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年杉並区条例第18号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「生理休暇」を「健康管理休暇」に改める。

- 3 杉並区学校教育職員の給与に関する条例（平成19年杉並区条例第11号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項中「生理休暇」を「健康管理休暇」に改める。

杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例及び杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

第1条による改正（杉並区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(特別休暇)</p> <p>第17条 教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。</p> <p>(1) 臨時的に任用された職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母体保護休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、<u>健康管理休暇</u>、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護等のための休暇及び短期の介護休暇</p> <p>(2) 前号に掲げる職員以外の職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母体保護休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、<u>健康管理休</u></p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第17条 教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める休暇を承認するものとする。</p> <p>(1) 臨時的に任用された職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母体保護休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、<u>生理休暇</u>、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、子の看護等のための休暇及び短期の介護休暇</p> <p>(2) 前号に掲げる職員以外の職員 公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、母体保護休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、<u>生理休暇</u></p>

暇、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護等のための休暇及び短期の介護休暇

2 略

\_\_、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、ボランティア休暇、リフレッシュ休暇、子の看護等のための休暇及び短期の介護休暇

2 略

第2条による改正（杉並区学校教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(特別休暇)</p> <p>第18条 教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護等休暇、<u>健康管理休暇</u>、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、長期勤続休暇、ボランティア休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第18条 教育委員会は、職員が選挙権の行使、結婚、出産その他の特別の事由により、勤務しないことが相当である場合における休暇（以下「特別休暇」という。）として、公民権行使等休暇、妊娠出産休暇、妊娠症状対応休暇、早期流産休暇、母子保健健診休暇、妊婦通勤時間、育児時間、出産支援休暇、育児参加休暇、子どもの看護等休暇、<u>生理休暇</u>__、慶弔休暇、災害休暇、夏季休暇、長期勤続休暇、ボランティア休暇及び短期の介護休暇を承認するものとする。</p> <p>2 略</p>

附則第2項による改正（杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例

(給与の減額)

第19条 職員が勤務しないときは、勤務時間条例第11条の4第1項に規定する超勤代休時間及び休日（勤務時間条例第12条及び第13条の規定による休日並びに勤務時間条例第14条第1項の規定により指定された代休日をいう。以下同じ。）である場合、勤務時間条例第15条から第17条までに規定する年次有給休暇、病気休暇（教育委員会規則で定める日数を限度とする。）及び特別休暇（健康管理休暇にあつては、教育委員会規則で定める日数を限度とする。）を承認され勤務しなかった場合並びにその勤務しないこと及び給与の減額を免除することにつき教育委員会の承認のあつた場合を除き、その勤務しない1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 略

(給与の減額)

第19条 職員が勤務しないときは、勤務時間条例第11条の4第1項に規定する超勤代休時間及び休日（勤務時間条例第12条及び第13条の規定による休日並びに勤務時間条例第14条第1項の規定により指定された代休日をいう。以下同じ。）である場合、勤務時間条例第15条から第17条までに規定する年次有給休暇、病気休暇（教育委員会規則で定める日数を限度とする。）及び特別休暇（生理休暇）にあつては、教育委員会規則で定める日数を限度とする。）を承認され勤務しなかった場合並びにその勤務しないこと及び給与の減額を免除することにつき教育委員会の承認のあつた場合を除き、その勤務しない1時間につき、第22条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 略

附則第3項による改正（杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p>(給与の減額)</p> <p>第21条 職員が勤務しないときは、勤務時間条例第12条の2第1項に規定する超勤代休時間及び休日（勤務時間</p>	<p>(給与の減額)</p> <p>第21条 職員が勤務しないときは、勤務時間条例第12条の2第1項に規定する超勤代休時間及び休日（勤務時間</p>

条例第13条及び第14条の規定による休日並びに勤務時間条例第15条第1項の規定により指定された代休日をいう。以下同じ。)である場合、勤務時間条例第16条から第18条までに規定する年次有給休暇、病気休暇(教育委員会規則で定める日数を限度とする。)及び特別休暇(健康管理休暇にあつては、教育委員会規則で定める日数を限度とする。)を承認され勤務しなかった場合並びにその勤務しないこと及び給与の減額を免除することにつき教育委員会の承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 略

条例第13条及び第14条の規定による休日並びに勤務時間条例第15条第1項の規定により指定された代休日をいう。以下同じ。)である場合、勤務時間条例第16条から第18条までに規定する年次有給休暇、病気休暇(教育委員会規則で定める日数を限度とする。)及び特別休暇(生理休暇に  
あつては、教育委員会規則で定める日数を限度とする。)を承認され勤務しなかった場合並びにその勤務しないこと及び給与の減額を免除することにつき教育委員会の承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、第24条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

2 略

杉並区立済美教育センター条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月19日

杉並区長 岸 本 聡 子

#### 杉並区条例第8号

杉並区立済美教育センター条例の一部を改正する条例

杉並区立済美教育センター条例（昭和39年杉並区条例第15号）の一部を次のように改正する。

第1条第2項を削る。

第2条中「前条第1項」を「前条」に改め、第4号及び第5号を削り、同条第6号中「前各号」を「前3号」に改め、同号を同条第4号とする。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

杉並区立済美教育センター条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(設置)</p> <p>第1条 略</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 略</p> <p>2 <u>センターの分室として、杉並区立済美教育センター教育相談室を杉並区永福四丁目25番4号に設置する。</u></p>
<p>(事業)</p> <p>第2条 センターは、<u>前条</u>の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1)～(3) 略</p>	<p>(事業)</p> <p>第2条 センターは、<u>前条第1項</u>の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) <u>教育相談及び教育支援に関すること。</u></p> <p>(5) <u>不登校児童生徒に対する支援に関すること。</u></p>
<p>(4) <u>前3号</u>のほか、杉並区教育委員会が必要と認める事業</p>	<p>(6) <u>前各号</u>のほか、杉並区教育委員会が必要と認める事業</p>

杉並区職員の給与に関する条例及び杉並区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月19日

杉並区長 岸 本 聡 子

#### 杉並区条例第9号

杉並区職員の給与に関する条例及び杉並区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

第1条 杉並区職員の給与に関する条例（昭和50年杉並区条例第9号）の一部を次のように改正する。

第6条第4項中「4号給」の次に「（行政職給料表（一）の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が6級であるものにあつては、0号給）」を加える。

第24条第3項中「9, 200円」を「9, 700円」に、「1万1, 300円」を「1万1, 800円」に改める。

第24条の2第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同項ただし書中「勤務しなかつた」を「勤務をしなかつた」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間」を「午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）」に、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「に定める額」の次に「（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会の承認を得て規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を削る。

別表第1を次のように改める。

## 行政職給料表

## ア 行政職給料表（一）

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円
	1	196,600	245,300	268,800	292,300	396,800	497,700
	2	197,500	246,200	270,200	294,200	399,300	506,200
	3	198,400	247,100	271,600	296,100	401,500	513,900
	4	199,300	248,100	273,000	298,000	403,800	520,400
	5	200,300	249,100	274,500	300,000	406,100	526,500
	6	201,300	250,200	276,100	301,900	408,400	532,000
	7	202,200	251,300	277,700	303,800	410,700	536,900
	8	203,100	252,400	279,300	305,800	412,900	539,400
	9	204,000	253,600	281,000	307,800	415,000	541,400
	10	205,000	254,800	282,700	309,700	417,300	
	11	206,100	256,000	284,500	311,700	419,400	
	12	207,100	257,200	286,300	313,700	421,500	
	13	208,100	258,400	288,100	315,700	423,600	
	14	209,300	259,700	289,900	317,700	425,500	
	15	210,500	261,000	291,700	319,700	427,400	
	16	211,700	262,300	293,600	321,700	429,200	
	17	213,000	263,700	295,500	323,600	431,000	
	18	214,400	265,100	297,300	325,500	432,600	
	19	216,000	266,500	299,200	327,500	434,100	
	20	217,600	267,900	301,100	329,500	435,400	
	21	219,200	269,400	303,000	331,500	436,700	
	22	220,800	270,900	304,800	333,500	438,100	
	23	222,400	272,400	306,700	335,400	439,300	
	24	224,000	273,900	308,600	337,400	440,300	
	25	225,600	275,400	310,500	339,400	441,400	
	26	227,300	276,900	312,800	341,800	442,500	
	27	229,000	278,400	315,200	344,300	443,500	
	28	230,700	279,900	317,600	346,800	444,400	
	29	232,000	281,500	320,000	349,300	445,200	
	30	232,900	283,600	321,900	351,400	446,000	
	31	233,600	285,700	323,700	353,500	446,800	
	32	234,300	287,800	325,500	355,500	447,600	
	33	235,000	290,000	327,300	357,500	448,300	
	34	235,800	291,400	329,100	359,500	449,000	
	35	236,600	292,800	330,800	361,500	449,800	
	36	237,500	294,200	332,500	363,500	450,500	
	37	238,400	295,700	334,200	365,500	451,100	
	38	239,300	297,100	336,000	367,500	451,800	
	39	240,300	298,500	337,700	369,500	452,400	
	40	241,200	299,900	339,400	371,400	453,000	
	41	242,300	301,200	341,100	373,300	453,500	
	42	243,400	302,500	342,800	375,200	454,000	
	43	244,600	303,800	344,500	377,100	454,500	
	44	245,800	305,100	346,200	378,900	455,100	

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

45	247,100	306,400	347,800	380,700	455,700	
46	248,200	307,600	349,400	382,500	456,300	
47	249,300	308,900	351,000	384,300	456,900	
48	250,500	310,100	352,700	386,100	457,300	
49	251,800	311,400	354,400	387,900	457,800	
50	252,900	312,700	356,000	389,700	458,300	
51	254,000	313,900	357,600	391,600	458,800	
52	255,200	315,100	359,200	393,300	459,300	
53	256,400	316,300	360,900	395,000	459,800	
54	257,500	317,500	362,500	396,700	460,300	
55	258,600	318,700	364,200	398,400	460,700	
56	259,800	319,900	365,800	399,900	461,200	
57	261,000	321,100	367,300	401,400	461,700	
58	262,100	322,300	368,900	402,900	462,200	
59	263,200	323,400	370,400	404,400	462,700	
60	264,300	324,600	371,900	405,900	463,200	
61	265,400	325,800	373,500	407,300	463,600	
62	266,500	327,000	375,100	408,600	464,100	
63	267,600	328,200	376,600	409,900	464,600	
64	268,700	329,400	378,100	411,100	465,100	
65	269,800	330,500	379,600	412,200	465,600	
66	270,900	331,700	381,100	413,200	466,100	
67	272,000	332,900	382,600	414,200	466,600	
68	273,100	334,100	384,000	415,200	467,100	
69	274,200	335,200	385,400	416,200	467,600	
70	275,300	336,400	386,700	417,000	468,100	
71	276,400	337,600	388,000	417,900	468,600	
72	277,500	338,700	389,200	418,700	469,100	
73	278,600	339,900	390,300	419,500	469,600	
74	279,700	341,000	391,300	420,200	470,100	
75	280,800	342,100	392,300	420,900	470,600	
76	281,900	343,100	393,200	421,600	471,100	
77	283,000	344,100	394,200	422,300	471,600	
78	284,100	345,100	395,100	422,900		
79	285,200	346,000	396,000	423,600		
80	286,300	346,900	396,700	424,200		
81	287,300	347,600	397,500	424,800		
82	288,400	348,400	398,300	425,300		
83	289,500	349,100	399,000	425,800		
84	290,500	349,800	399,600	426,300		
85	291,600	350,300	400,300	426,800		
86	292,700	350,900	400,900	427,200		
87	293,800	351,500	401,500	427,700		
88	294,800	352,000	402,000	428,200		
89	295,900	352,600	402,500	428,600		
90	297,000	353,200	403,000	429,100		
91	298,000	353,800	403,500	429,600		
92	299,100	354,300	404,000	430,000		

93	300, 200	354, 800	404, 500	430, 400		
94	301, 300	355, 300	405, 000	430, 900		
95	302, 400	355, 800	405, 500	431, 400		
96	303, 400	356, 300	406, 000	431, 800		
97	304, 400	356, 800	406, 400	432, 200		
98	305, 500	357, 200	406, 800	432, 600		
99	306, 600	357, 700	407, 300	433, 000		
100	307, 700	358, 200	407, 800	433, 400		
101	308, 600	358, 700	408, 300	433, 800		
102	309, 600	359, 100	408, 800	434, 200		
103	310, 600	359, 600	409, 300	434, 600		
104	311, 500	360, 100	409, 700	435, 000		
105	312, 400	360, 600	410, 100	435, 400		
106	313, 300	361, 000	410, 500	435, 800		
107	314, 200	361, 400	410, 900	436, 200		
108	315, 100	361, 800	411, 300	436, 600		
109	315, 900	362, 200	411, 700	437, 000		
110	316, 700	362, 600	412, 100	437, 400		
111	317, 400	363, 000	412, 500	437, 800		
112	318, 100	363, 400	412, 900	438, 200		
113	318, 700	363, 800	413, 300	438, 600		
114	319, 400	364, 200	413, 700	439, 000		
115	320, 000	364, 600	414, 100	439, 400		
116	320, 600	365, 000	414, 500	439, 800		
117	321, 100	365, 400	414, 900	440, 200		
118	321, 600	365, 800	415, 300	440, 600		
119	322, 000	366, 200	415, 700	441, 000		
120	322, 400	366, 600	416, 100	441, 400		
121	322, 700	367, 000	416, 500	441, 800		
122	323, 100		416, 900	442, 200		
123	323, 500		417, 300	442, 600		
124	323, 900		417, 700	443, 000		
125	324, 300		418, 100	443, 400		
126	324, 600		418, 500	443, 800		
127	325, 000		418, 900	444, 200		
128	325, 400		419, 300	444, 600		
129	325, 800		419, 700	445, 000		
130	326, 200		420, 100			
131	326, 600		420, 500			
132	327, 000		420, 900			
133	327, 300		421, 300			
134	327, 700					
135	328, 000					
136	328, 300					
137	328, 600					
138	328, 900					
139	329, 200					
140	329, 500					

	141	329,800					
	142	330,100					
	143	330,400					
	144	330,700					
	145	331,000					
	146	331,300					
	147	331,600					
	148	331,900					
	149	332,200					
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円
		209,700	246,200	286,500	306,100	331,100	401,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、第25条に規定する職員を除く。

イ 行政職給料表（二）

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	181,100	242,900	278,000	310,100
	2	182,000	245,000	280,200	312,500
	3	182,900	247,100	282,400	314,900
	4	183,800	249,200	284,700	317,300
	5	184,700	251,400	287,000	319,600
	6	185,600	253,100	288,800	321,900
	7	186,500	254,800	290,600	324,000
	8	187,400	256,500	292,400	326,100
	9	188,300	258,000	294,200	328,200
	10	189,200	259,500	295,800	330,300
	11	190,100	260,800	297,400	332,400
	12	191,000	262,100	299,000	334,500
	13	191,900	263,400	300,600	336,400
	14	192,800	264,700	302,100	338,300
	15	193,700	266,000	303,600	340,200
	16	194,600	267,300	305,000	342,100
	17	195,500	268,600	306,400	344,000
	18	196,400	269,900	307,800	345,900
	19	197,300	271,200	309,200	347,600
	20	198,200	272,400	310,500	349,300
	21	199,300	273,600	311,800	351,000
	22	200,400	274,800	313,100	352,700
	23	201,500	276,000	314,400	354,400
	24	202,600	277,200	315,600	356,100
	25	203,700	278,400	316,800	357,600
	26	204,800	279,600	318,000	359,100
	27	205,900	280,800	319,200	360,600
	28	207,000	282,000	320,400	362,100
	29	208,100	283,100	321,600	363,600
	30	209,200	284,200	322,700	365,100
	31	210,300	285,300	323,800	366,600
	32	211,400	286,400	324,900	368,100
	33	212,500	287,500	325,900	369,600
	34	213,600	288,600	326,900	371,100
	35	214,700	289,700	327,900	372,600
	36	215,800	290,800	328,900	374,100
	37	216,900	291,900	329,900	375,600
	38	218,000	293,000	330,900	376,900
	39	219,100	294,000	331,900	378,200
	40	220,200	295,000	332,800	379,500
	41	221,300	296,000	333,700	380,800
	42	222,400	297,000	334,600	382,100
	43	223,500	298,000	335,500	383,400
	44	224,600	299,000	336,300	384,700

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

45	225,700	300,000	337,100	386,000
46	226,800	301,000	337,900	387,100
47	227,900	302,000	338,700	388,200
48	229,000	303,000	339,500	389,300
49	230,100	303,900	340,300	390,300
50	231,200	304,800	341,100	391,300
51	232,300	305,700	341,900	392,300
52	233,400	306,600	342,700	393,300
53	234,400	307,500	343,400	394,300
54	235,400	308,400	344,100	395,300
55	236,400	309,300	344,800	396,300
56	237,400	310,200	345,500	397,300
57	238,400	311,100	346,200	398,300
58	239,400	312,000	346,900	399,100
59	240,400	312,700	347,500	399,900
60	241,400	313,400	348,100	400,700
61	242,400	314,100	348,700	401,500
62	243,400	314,800	349,300	402,300
63	244,400	315,500	349,900	403,100
64	245,400	316,100	350,500	403,900
65	246,400	316,700	351,100	404,500
66	247,400	317,300	351,700	405,100
67	248,400	317,900	352,300	405,700
68	249,400	318,500	352,900	406,300
69	250,400	319,000	353,500	406,900
70	251,400	319,500	354,100	407,500
71	252,400	320,000	354,700	408,100
72	253,400	320,500	355,200	408,700
73	254,400	321,000	355,700	409,100
74	255,400	321,500	356,200	409,400
75	256,400	322,000	356,700	409,700
76	257,400	322,500	357,200	410,000
77	258,400	323,000	357,700	410,300
78	259,400	323,500	358,200	410,600
79	260,400	324,000	358,700	410,900
80	261,400	324,500	359,200	411,200
81	262,400	325,000	359,700	411,500
82	263,400	325,500	360,200	411,800
83	264,400	325,900	360,700	412,100
84	265,400	326,300	361,200	412,400
85	266,400	326,700	361,700	412,700
86	267,400	327,100	362,100	413,000
87	268,400	327,500	362,500	413,300
88	269,400	327,900	362,900	413,600
89	270,400	328,300	363,300	413,900
90	271,400	328,700	363,700	414,200
91	272,400	329,100	364,100	414,500
92	273,400	329,500	364,500	414,800

93	274,400	329,900	364,900	415,100
94	275,400	330,300	365,300	415,400
95	276,400	330,700	365,700	
96	277,400	331,000	366,000	
97	278,400	331,300	366,300	
98	279,400	331,600	366,600	
99	280,400	331,900	366,900	
100	281,400	332,200	367,200	
101	282,400	332,500	367,500	
102	283,400	332,800	367,800	
103	284,400	333,100	368,100	
104	285,400	333,400	368,400	
105	286,400	333,700	368,700	
106	287,400	334,000	369,000	
107	288,400	334,300	369,300	
108	289,300	334,600	369,600	
109	290,200	334,900	369,900	
110	291,100	335,100	370,200	
111	292,000	335,300	370,500	
112	292,900	335,500	370,800	
113	293,800	335,700	371,100	
114	294,700	335,900	371,400	
115	295,600	336,100	371,700	
116	296,500	336,300	372,000	
117	297,400	336,500	372,300	
118	298,300	336,700	372,600	
119	299,000	336,900	372,900	
120	299,700	337,100	373,200	
121	300,400	337,300	373,500	
122	301,100	337,500	373,800	
123	301,800	337,700	374,100	
124	302,500	337,900	374,400	
125	303,200	338,100	374,700	
126	303,900	338,300	375,000	
127	304,600	338,500	375,300	
128	305,300	338,700	375,600	
129	306,000	338,900	375,900	
130	306,600	339,100	376,200	
131	307,200	339,300	376,500	
132	307,800	339,500	376,800	
133	308,400	339,700	377,100	
134	309,000	339,900	377,400	
135	309,600	340,100	377,700	
136	310,200	340,300	378,000	
137	310,800	340,500	378,300	
138	311,400	340,700	378,600	
139	312,000	340,900	378,900	
140	312,400	341,100	379,200	

	141	312,800	341,300	379,500	
	142	313,200	341,500	379,800	
	143	313,600	341,700	380,100	
	144	314,000	341,900		
	145	314,400	342,100		
	146	314,800			
	147	315,200			
	148	315,600			
	149	316,000			
	150	316,400			
	151	316,800			
	152	317,200			
	153	317,600			
	154	318,000			
	155	318,300			
	156	318,600			
	157	318,900			
	158	319,200			
	159	319,500			
	160	319,800			
	161	320,100			
	162	320,400			
	163	320,700			
	164	321,000			
	165	321,300			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円
		224,600	235,900	257,800	290,200

備考 この表は、機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員で人事委員会が定めるものに適用する。

別表第 2 イ及びウを次のように改める。

## イ 医療職給料表（二）

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	197,300	246,700	269,300	292,800	396,800
	2	198,300	247,600	270,700	294,500	399,300
	3	199,300	248,500	272,100	296,300	401,500
	4	200,200	249,500	273,500	298,100	403,800
	5	201,200	250,500	275,000	300,100	406,100
	6	202,300	251,500	276,600	302,000	408,400
	7	203,300	252,500	278,200	303,900	410,700
	8	204,300	253,500	279,800	305,900	412,900
	9	205,300	254,500	281,500	307,900	415,000
	10	206,500	255,600	283,200	309,800	417,300
	11	207,700	256,700	285,000	311,800	419,400
	12	208,800	257,800	286,700	313,800	421,500
	13	209,900	258,900	288,400	315,800	423,600
	14	211,100	260,100	290,100	317,800	425,500
	15	212,300	261,400	291,900	319,800	427,400
	16	213,600	262,700	293,800	321,800	429,200
	17	215,000	264,100	295,700	323,700	431,000
	18	216,500	265,500	297,500	325,600	432,600
	19	218,100	266,900	299,400	327,600	434,100
	20	219,700	268,300	301,300	329,600	435,400
	21	221,300	269,800	303,200	331,600	436,700
	22	222,800	271,300	305,000	333,600	438,100
	23	224,300	272,800	306,900	335,500	439,300
	24	225,800	274,300	308,800	337,500	440,300
	25	227,200	275,800	310,700	339,500	441,400
	26	228,700	277,300	313,000	341,900	442,500
	27	230,200	278,800	315,400	344,400	443,500
	28	231,800	280,300	317,800	346,900	444,400
	29	233,100	281,900	320,200	349,400	445,200
	30	234,000	284,000	322,000	351,500	446,000
	31	234,800	286,100	323,700	353,600	446,800
	32	235,600	288,200	325,500	355,600	447,600
	33	236,500	290,300	327,400	357,600	448,300
	34	237,400	291,600	329,100	359,600	449,000
	35	238,300	293,000	330,800	361,600	449,800
	36	239,300	294,400	332,500	363,600	450,500
	37	240,200	295,900	334,300	365,600	451,100
	38	241,000	297,300	336,000	367,600	451,800
	39	241,900	298,600	337,700	369,500	452,400
	40	242,900	299,900	339,400	371,400	453,000
	41	243,900	301,300	341,100	373,300	453,500
	42	244,800	302,500	342,800	375,200	454,000

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

43	245,800	303,800	344,500	377,100	454,500
44	246,800	305,100	346,200	378,900	455,100
45	247,700	306,500	347,800	380,700	455,700
46	248,900	307,700	349,400	382,500	456,300
47	250,100	309,000	351,000	384,300	456,900
48	251,300	310,200	352,700	386,100	457,300
49	252,700	311,500	354,400	387,900	457,800
50	254,000	312,800	356,000	389,700	458,300
51	255,200	314,000	357,600	391,600	458,800
52	256,400	315,200	359,200	393,300	459,300
53	257,600	316,400	360,900	395,000	459,800
54	258,800	317,500	362,500	396,700	460,300
55	259,800	318,700	364,200	398,400	460,700
56	261,000	319,900	365,800	399,900	461,200
57	262,100	321,100	367,300	401,400	461,700
58	263,300	322,300	368,900	402,900	462,200
59	264,400	323,400	370,400	404,400	462,700
60	265,400	324,600	371,900	405,900	463,200
61	266,400	325,800	373,500	407,300	463,600
62	267,600	327,000	375,100	408,600	464,100
63	268,600	328,200	376,600	409,900	464,600
64	269,600	329,400	378,100	411,100	465,100
65	270,700	330,500	379,600	412,200	465,600
66	271,900	331,700	381,100	413,200	466,100
67	272,900	332,900	382,600	414,200	466,600
68	274,000	334,100	384,000	415,200	467,100
69	275,000	335,200	385,400	416,200	467,600
70	276,100	336,400	386,700	417,000	468,100
71	277,100	337,600	388,000	417,900	468,600
72	278,200	338,700	389,200	418,700	469,100
73	279,300	339,900	390,300	419,500	469,600
74	280,500	341,000	391,300	420,200	470,100
75	281,500	342,100	392,300	420,900	470,600
76	282,600	343,100	393,200	421,600	471,100
77	283,600	344,100	394,200	422,300	471,600
78	284,800	345,100	395,100	422,900	
79	285,900	346,000	396,000	423,600	
80	286,900	346,900	396,700	424,200	
81	287,800	347,600	397,500	424,800	
82	288,800	348,400	398,300	425,300	
83	289,800	349,100	399,000	425,800	
84	290,800	349,800	399,600	426,300	
85	292,000	350,300	400,300	426,800	
86	293,100	350,900	400,900	427,200	
87	294,100	351,500	401,500	427,700	
88	295,100	352,000	402,000	428,200	

89	296,200	352,600	402,500	428,600	
90	297,300	353,200	403,000	429,100	
91	298,200	353,800	403,500	429,600	
92	299,300	354,300	404,000	430,000	
93	300,400	354,800	404,500	430,400	
94	301,500	355,300	405,000	430,900	
95	302,500	355,800	405,500	431,400	
96	303,500	356,300	406,000	431,800	
97	304,500	356,800	406,400	432,200	
98	305,600	357,200	406,800	432,600	
99	306,700	357,700	407,300	433,000	
100	307,700	358,200	407,800	433,400	
101	308,600	358,700	408,300	433,800	
102	309,600	359,100	408,800	434,200	
103	310,600	359,600	409,300	434,600	
104	311,500	360,100	409,700	435,000	
105	312,400	360,600	410,100	435,400	
106	313,300	361,000	410,500	435,800	
107	314,200	361,400	410,900	436,200	
108	315,100	361,800	411,300	436,600	
109	315,900	362,200	411,700	437,000	
110	316,700	362,600	412,100	437,400	
111	317,400	363,000	412,500	437,800	
112	318,100	363,400	412,900	438,200	
113	318,700	363,800	413,300	438,600	
114	319,400	364,200	413,700	439,000	
115	320,000	364,600	414,100	439,400	
116	320,600	365,000	414,500	439,800	
117	321,100	365,400	414,900	440,200	
118	321,600		415,300		
119	322,000		415,700		
120	322,400		416,100		
121	322,700		416,500		
122	323,100		416,900		
123	323,500		417,300		
124	323,900		417,700		
125	324,300		418,100		
126	324,600		418,500		
127	325,000		418,900		
128	325,400		419,300		
129	325,800		419,700		
130	326,200		420,100		
131	326,600		420,500		
132	327,000		420,900		
133	327,300		421,300		
134	327,700				

	135	328,000				
	136	328,300				
	137	328,600				
	138	328,900				
	139	329,200				
	140	329,500				
	141	329,800				
	142	330,100				
	143	330,400				
	144	330,700				
	145	331,000				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		212,300	248,000	286,300	305,700	331,100

備考 この表は、栄養士その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。

ウ 医療職給料表（三）

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	208,100	250,800	270,400	293,100	396,800
	2	209,400	251,400	271,700	294,900	399,300
	3	210,600	252,000	273,000	296,700	401,500
	4	211,800	252,600	274,300	298,400	403,800
	5	213,000	253,400	275,700	300,100	406,100
	6	214,300	254,100	277,200	302,000	408,400
	7	215,600	254,800	278,800	303,900	410,700
	8	216,800	255,600	280,400	305,900	412,900
	9	218,000	256,400	282,100	307,900	415,000
	10	219,300	257,200	283,800	309,900	417,300
	11	220,600	258,100	285,600	311,900	419,400
	12	221,900	259,000	287,300	314,000	421,500
	13	223,200	260,000	289,000	315,800	423,600
	14	224,400	261,200	290,700	318,000	425,500
	15	225,700	262,400	292,400	320,100	427,400
	16	226,900	263,700	294,300	322,000	429,200
	17	228,100	265,100	296,200	323,800	431,000
	18	229,200	266,500	298,000	325,900	432,600
	19	230,300	267,900	299,900	327,800	434,100
	20	231,400	269,200	301,700	329,600	435,400
	21	232,500	270,600	303,500	331,800	436,700
	22	234,100	272,000	305,300	333,900	438,100
	23	235,600	273,400	307,200	336,000	439,300
	24	237,100	274,900	309,100	338,100	440,300
	25	238,300	276,400	311,000	340,100	441,400
	26	238,900	277,900	313,300	342,500	442,500
	27	239,600	279,400	315,700	345,000	443,500
	28	240,200	280,800	318,100	347,500	444,400
	29	240,700	282,300	320,500	350,000	445,200
	30	241,200	284,500	322,300	352,000	446,000
	31	241,700	286,700	324,000	354,000	446,800
	32	242,400	288,800	325,800	356,000	447,600
	33	243,100	290,600	327,600	358,000	448,300
	34	243,600	292,000	329,400	360,000	449,000
	35	244,100	293,600	331,000	362,000	449,800
	36	244,700	295,200	332,600	364,000	450,500
	37	245,500	296,700	334,400	365,900	451,100
	38	246,200	298,100	336,000	367,800	451,800
	39	246,900	299,400	337,700	369,700	452,400
	40	247,700	300,700	339,500	371,600	453,000
	41	248,700	301,900	341,200	373,500	453,500
	42	249,700	303,200	342,800	375,400	454,000
	43	250,700	304,400	344,500	377,200	454,500
	44	251,900	305,700	346,200	378,900	455,100
	45	253,100	306,900	347,900	380,700	455,700
	46	254,500	308,100	349,400	382,500	456,300

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

47	255,900	309,300	351,000	384,300	456,900
48	257,200	310,400	352,700	386,100	457,300
49	258,300	311,700	354,400	387,900	457,800
50	259,600	312,900	356,000	389,700	458,300
51	260,600	314,100	357,600	391,600	458,800
52	261,800	315,300	359,200	393,300	459,300
53	262,800	316,400	360,900	395,000	459,800
54	264,100	317,600	362,500	396,700	460,300
55	265,300	318,700	364,200	398,400	460,700
56	266,200	319,900	365,800	399,900	461,200
57	267,100	321,100	367,300	401,400	461,700
58	268,400	322,300	368,900	402,900	462,200
59	269,500	323,400	370,400	404,400	462,700
60	270,400	324,600	371,900	405,900	463,200
61	271,400	325,800	373,500	407,300	463,600
62	272,500	327,000	375,100	408,600	464,100
63	273,500	328,200	376,600	409,900	464,600
64	274,600	329,400	378,100	411,100	465,100
65	275,700	330,500	379,600	412,200	465,600
66	276,800	331,700	381,100	413,200	466,100
67	277,900	332,900	382,600	414,200	466,600
68	278,900	334,100	384,000	415,200	467,100
69	280,000	335,200	385,400	416,200	467,600
70	280,900	336,400	386,700	417,000	468,100
71	281,900	337,600	388,000	417,900	468,600
72	283,100	338,700	389,200	418,700	469,100
73	284,300	339,900	390,300	419,500	469,600
74	285,300	341,000	391,300	420,200	470,100
75	286,200	342,100	392,300	420,900	470,600
76	287,300	343,100	393,200	421,600	471,100
77	288,500	344,100	394,200	422,300	471,600
78	289,400	345,100	395,100	422,900	
79	290,400	346,000	396,000	423,600	
80	291,500	346,900	396,700	424,200	
81	292,600	347,600	397,500	424,800	
82	293,600	348,400	398,300	425,300	
83	294,500	349,100	399,000	425,800	
84	295,600	349,800	399,600	426,300	
85	296,700	350,300	400,300	426,800	
86	297,700	350,900	400,900	427,200	
87	298,700	351,500	401,500	427,700	
88	299,800	352,000	402,000	428,200	
89	300,800	352,600	402,500	428,600	
90	301,700	353,200	403,000	429,100	
91	302,700	353,800	403,500	429,600	
92	303,700	354,300	404,000	430,000	
93	304,700	354,800	404,500	430,400	
94	305,700	355,300	405,000	430,900	
95	306,700	355,800	405,500	431,400	
96	307,700	356,300	406,000	431,800	

	97	308,600	356,800	406,400	432,200	
	98	309,600	357,200	406,800	432,600	
	99	310,600	357,700	407,300	433,000	
	100	311,500	358,200	407,800	433,400	
	101	312,400	358,700	408,300	433,800	
	102	313,300	359,100	408,800	434,200	
	103	314,200	359,600	409,300	434,600	
	104	315,100	360,100	409,700	435,000	
	105	315,900	360,600	410,100	435,400	
	106	316,700	361,000	410,500	435,800	
	107	317,400	361,400	410,900	436,200	
	108	318,100	361,800	411,300	436,600	
	109	318,700	362,200	411,700	437,000	
	110	319,400	362,600	412,100	437,400	
	111	320,000	363,000	412,500	437,800	
	112	320,600	363,400	412,900	438,200	
	113	321,100	363,800	413,300	438,600	
	114	321,600	364,200	413,700	439,000	
	115	322,000	364,600	414,100	439,400	
	116	322,400	365,000	414,500	439,800	
	117	322,700	365,400	414,900	440,200	
	118	323,100		415,300		
	119	323,500		415,700		
	120	323,900		416,100		
	121	324,300		416,500		
	122	324,600		416,900		
	123	325,000		417,300		
	124	325,400		417,700		
	125	325,800		418,100		
	126	326,200		418,500		
	127	326,600		418,900		
	128	327,000		419,300		
	129	327,300		419,700		
	130	327,700		420,100		
	131	328,000		420,500		
	132	328,300		420,900		
	133	328,600		421,300		
	134	328,900				
	135	329,200				
	136	329,500				
	137	329,800				
	138	330,100				
	139	330,400				
	140	330,700				
	141	331,000				
定年前 再任用 短時間 勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円
		216,700	249,300	286,300	305,700	331,100

備考 この表は、保健師、看護師その他の職員で人事委員会が定めるものに適用する。

第2条 杉並区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成30年杉並区条例第7号）の一部を次のように改正する。

附則第5項から第9項までを次のように改める。

5から9まで 削除

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第1条中杉並区職員の給与に関する条例第24条第3項の改正規定並びに次項及び附則第3項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の杉並区職員の給与に関する条例（以下「第1条による改正後の条例」という。）第24条第3項の規定は、令和7年4月1日から始まる宿日直勤務から適用し、同日前から始まる宿日直勤務については、なお従前の例による。
- 3 第1条による改正後の条例第24条第3項の規定を適用する場合においては、第1条による改正前の杉並区職員の給与に関する条例第24条第3項の規定に基づいて支給された宿日直手当は、第1条による改正後の条例第24条第3項の規定による宿日直手当の内払とみなす。
- 4 第1条による改正後の条例別表第1イに掲げる行政職給料表（二）の適用については、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、その者の属していた職務の級（以下「旧級」という。）が附則別表第1の旧級の欄に掲げる職務の級であった杉並区職員（以下「職員」という。）の施行日における職務の級（以下「新級」という。）は、旧級に対応する同表の新級の欄に定める職務の級とする。
- 5 施行日の前日において杉並区職員の給与に関する条例別表第1アに掲げる行政職給料表（一）、同表イに掲げる行政職給料表（二）、別表第2イに掲げる医療職給料表（二）及び同表ウに掲げる医療職給料表（三）の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表第2に掲げられている職務の級であったものの施行日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、施行日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて

同表に定める号給とする。

- 6 施行日前に職務の級を異にする異動をした職員及び特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が施行日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 7 施行日の前日から引き続き休職中等（初任給、昇格及び昇給等に関する規則（昭和53年特別区人事委員会規則第18号）第33条の規定による休職中、結核休養中、自己啓発等休業中、配偶者同行休業中、育児休業中、外国派遣中、公益的法人等派遣中又は停職中をいう。第1号において同じ。）の者のうち、次に掲げる職員の施行日後の復職した日、職務に復帰した日、休養の終了した日の翌日又は再び勤務するに至った日（第2号において「復職等の日」という。）における号給は、施行日に復職等をしていただければ決定されていた号給に調整する。
  - (1) 休職中等の期間の初日から施行日の前日までの間に初任給、昇格及び昇給等に関する規則第2条第4号に規定する昇給日がある職員
  - (2) 復職等の日に昇格する職員（施行日の前日において第2条の規定による改正前の杉並区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例附則第5項から第9項までに規定する差額に相当する額を加算した額を受ける職員に限る。）
- 8 施行日に昇格、降格、昇給、降給又は転職等をする場合の号給決定は、附則第5項による切替えを行った後の号給を基礎として行うものとする。
- 9 施行日の前日に人事交流により他の特別区又は特別区の一部事務組合を退職し、施行日から採用される職員の初任給決定については、附則第4項から前項まで並びに附則別表第1及び附則別表第2の規定を準用する。
- 10 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附則別表第 1 (附則第 4 項関係)

職務の級の切替表

旧級	新級
1 級	1 級
2 級	2 級
3 級	3 級
4 級	4 級

附則別表第2（附則第5項関係）

号給の切替表

ア 行政職給料表（一）の適用を受ける職員の新号給

職務の級 旧号給	5級	6級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1
8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	1	1
15	1	1
16	1	1
17	1	1
18	1	1
19	1	1
20	1	1
21	1	1
22	1	1
23	1	1
24	1	1
25	1	1
26	1	1
27	1	1
28	1	1
29	1	1
30	1	1
31	1	1
32	1	1
33	1	1
34	2	1
35	3	1
36	4	1
37	5	1
38	6	1
39	7	1
40	8	1
41	9	2
42	10	2
43	11	2
44	12	2
45	13	2
46	14	2

47	15	3
48	16	3
49	17	3
50	18	3
51	19	3
52	20	3
53	21	3
54	22	4
55	23	4
56	24	4
57	25	4
58	26	4
59	27	4
60	28	4
61	29	4
62	30	5
63	31	5
64	32	5
65	33	5
66	34	5
67	35	5
68	36	5
69	37	5
70	38	5
71	39	5
72	40	5
73	41	6
74	42	6
75	43	6
76	44	6
77	45	6
78	46	6
79	47	6
80	48	6
81	49	6
82	50	6
83	51	6
84	52	7
85	53	7
86	54	7
87	55	7
88	56	7
89	57	7
90	58	
91	59	
92	60	
93	61	
94	62	
95	63	
96	64	
97	65	
98	66	
99	67	
100	68	
101	69	
102	70	

103	71	
104	72	
105	73	
106	74	
107	75	
108	76	
109	77	

イ 行政職給料表（二）の適用を受ける職員の新号給

職務の級 旧号給	1級	2級	3級	4級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	4	2	1	1
5	5	2	1	1
6	7	3	1	1
7	7	4	1	1
8	8	5	1	1
9	9	6	1	1
10	9	7	1	1
11	11	8	1	1
12	12	9	1	1
13	13	10	1	1
14	13	11	1	1
15	15	12	2	1
16	16	13	3	1
17	16	14	3	1
18	16	15	4	1
19	17	16	5	1
20	18	17	5	1
21	19	17	6	1
22	20	18	7	1
23	21	18	8	1
24	22	19	9	1
25	23	19	9	1
26	24	20	10	1
27	25	21	13	1
28	26	22	17	2
29	27	23	17	2
30	28	24	18	3
31	29	24	18	4
32	30	25	19	5
33	31	27	19	5
34	32	29	20	6
35	33	31	20	7
36	34	33	21	8
37	35	33	22	9
38	36	34	23	9
39	37	34	24	10
40	38	35	25	11
41	39	35	26	12
42	40	36	27	13
43	41	36	28	15

44	42	37	29	17
45	43	38	30	17
46	44	39	31	18
47	45	40	32	18
48	46	41	33	19
49	47	42	35	20
50	48	43	37	21
51	49	44	38	21
52	50	45	40	22
53	50	46	41	24
54	51	47	43	25
55	51	48	44	25
56	52	48	45	27
57	52	50	45	28
58	53	51	46	28
59	53	52	48	29
60	54	53	49	29
61	54	54	51	30
62	55	55	52	32
63	56	56	53	33
64	57	57	54	33
65	58	58	54	33
66	59	58	55	34
67	60	59	56	34
68	61	60	57	34
69	62	61	58	35
70	63	62	59	36
71	64	63	60	36
72	65	64	61	37
73	66	64	61	37
74	67	65	61	38
75	68	66	62	38
76	69	67	62	39
77	70	68	62	39
78	71	69	63	40
79	72	69	63	40
80	73	70	64	41
81	74	71	64	41
82	75	71	65	41
83	76	71	65	41
84	77	72	66	42
85	78	72	67	42
86	79	72	68	42
87	80	73	68	43
88	81	73	69	43
89	82	73	69	43
90	83	74	70	44
91	84	74	71	44
92	85	74	71	44
93	86	75	72	45
94	87	75	72	45
95	88	75	73	45
96	89	76	74	46
97	90	77	75	46
98	91	77	75	46
99	92	78	76	46

100	93	79	77	47
101	94	80	77	47
102	95	80	78	47
103	96	81	79	47
104	97	82	79	48
105	98	83	80	48
106	99	84	81	48
107	100	85	81	48
108	101	86	82	49
109	102	87	83	49
110	103	88	83	49
111	104	88	84	50
112	105	89	85	50
113	105	90	86	50
114	106	91	86	51
115	107	91	87	51
116	108	92	88	51
117	109	93	89	52
118	110	94	90	52
119	110	94	91	52
120	111	95	92	53
121	112	96	93	55
122	112	97	94	
123	113	97	95	
124	113	98	96	
125	114	99	98	
126	114	99	99	
127	115	100	100	
128	115	101	102	
129	116	101	103	
130	116	102	104	
131	116	103	106	
132	117	103	107	
133	117	104	108	
134	118	104	110	
135	118	105	111	
136	118	105	112	
137	119	105	114	
138	119	106	115	
139	120	106	116	
140	120	106	118	
141	121	107	119	
142	121	107	120	
143	122	107	122	
144	122	108	123	
145	123	108	124	
146	123	108	126	
147	123	109	127	
148	124	109	128	
149	124	109	130	
150	124		131	
151	125		132	
152	125		134	
153	126		135	
154	126		136	
155	126		137	

156	127		138	
157	127		139	
158	128			
159	128			
160	129			
161	129			
162	129			
163	130			
164	130			
165	131			

ウ 医療職給料表（二）の適用を受ける職員の新号給

旧号給 \ 職務の級	5級
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	1
11	1
12	1
13	1
14	1
15	1
16	1
17	1
18	1
19	1
20	1
21	1
22	1
23	1
24	1
25	1
26	1
27	1
28	1
29	1
30	1
31	1
32	1
33	1
34	2
35	3
36	4
37	5
38	6
39	7
40	8

41	9
42	10
43	11
44	12
45	13
46	14
47	15
48	16
49	17
50	18
51	19
52	20
53	21
54	22
55	23
56	24
57	25
58	26
59	27
60	28
61	29
62	30
63	31
64	32
65	33
66	34
67	35
68	36
69	37
70	38
71	39
72	40
73	41
74	42
75	43
76	44
77	45
78	46
79	47
80	48
81	49
82	50
83	51
84	52
85	53
86	54
87	55
88	56
89	57
90	58
91	59
92	60
93	61
94	62
95	63
96	64

97	65
98	66
99	67
100	68
101	69
102	70
103	71
104	72
105	73
106	74
107	75
108	76
109	77

エ 医療職給料表（三）の適用を受ける職員の新号給

職務の級 旧号給	5級
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	1
11	1
12	1
13	1
14	1
15	1
16	1
17	1
18	1
19	1
20	1
21	1
22	1
23	1
24	1
25	1
26	1
27	1
28	1
29	1
30	1
31	1
32	1
33	1
34	2
35	3
36	4
37	5

38	6
39	7
40	8
41	9
42	10
43	11
44	12
45	13
46	14
47	15
48	16
49	17
50	18
51	19
52	20
53	21
54	22
55	23
56	24
57	25
58	26
59	27
60	28
61	29
62	30
63	31
64	32
65	33
66	34
67	35
68	36
69	37
70	38
71	39
72	40
73	41
74	42
75	43
76	44
77	45
78	46
79	47
80	48
81	49
82	50
83	51
84	52
85	53
86	54
87	55
88	56
89	57
90	58
91	59
92	60
93	61

94	62
95	63
96	64
97	65
98	66
99	67
100	68
101	69
102	70
103	71
104	72
105	73
106	74
107	75
108	76
109	77

杉並区職員の給与に関する条例及び杉並区職員の給与に関する条例の一部を  
改正する条例の一部を改正する条例新旧対照表（抄）

第1条による改正（杉並区職員の給与に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(初任給及び昇格昇給等の基準)	(初任給及び昇格昇給等の基準)
第6条 略	第6条 略
2及び3 略	2及び3 略
4 前項の規定により職員を昇給させる か否か及び昇給させる場合の昇給の号 給数は、同項に規定する期間の全部を 良好な成績で勤務した職員の昇給の号 給数を4号給 <u>（行政職給料表（一）の</u> <u>適用を受ける職員のうちその属する職</u> <u>務の級が6級であるものにあつては、</u> <u>0号給）</u> とすることを標準として人事 委員会が定める基準に従い決定するも のとする。	4 前項の規定により職員を昇給させる か否か及び昇給させる場合の昇給の号 給数は、同項に規定する期間の全部を 良好な成績で勤務した職員の昇給の号 給数を4号給_____と _____とすることを標準として人事 委員会が定める基準に従い決定するも のとする。
5～9 略	5～9 略
(宿日直手当)	(宿日直手当)
第24条 略	第24条 略
2 略	2 略
3 宿日直手当の支給額は、第1項に規 定する勤務1回につき、 <u>9,700円</u> (1月1日から同月3日まで及び12 月29日から同月31日までの間の日 から始まる勤務にあつては、 <u>1万1,</u> <u>800円</u> )を超えない範囲内において	3 宿日直手当の支給額は、第1項に規 定する勤務1回につき、 <u>9,200円</u> (1月1日から同月3日まで及び12 月29日から同月31日までの間の日 から始まる勤務にあつては、 <u>1万1,</u> <u>300円</u> )を超えない範囲内において

定める。

#### 4 略

(管理職員特別勤務手当)

第24条の2 第10条第1項の規定に基づき指定する職員が臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、勤務時間条例第12条第1項の規定により、任命権者が代休日を指定し、当該代休日に勤務をしなかつた場合には、管理職員特別勤務手当は支給しない。

2 前項本文に規定する場合のほか、第10条第1項の規定に基づき指定する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会の承認を得て規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を

定める。

#### 4 略

(管理職員特別勤務手当)

第24条の2 第10条第1項の規定に基づき指定する職員が臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、勤務時間条例第12条第1項の規定により、任命権者が代休日を指定し、当該代休日に勤務をしなかつた場合には、管理職員特別勤務手当は支給しない。

2 前項本文に規定する場合のほか、第10条第1項の規定に基づき指定する職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であつて正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額

<p>乗じて得た額) とする。</p> <p>(1) 第1項本文に規定する場合 同項本文の規定による勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において規則で定める額_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(2) 略</p> <p>4及び5 略</p>	<p>_____とする。</p> <p>(1) 第1項本文に規定する場合 同項本文の規定による勤務1回につき、1万2,000円を超えない範囲内において規則で定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)</p> <p>(2) 略</p> <p>4及び5 略</p>
--	---

第2条による改正 (杉並区職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

新 条 例	旧 条 例
<p>附 則</p> <p>1～4 略</p> <p>5から9まで 削除</p>	<p>附 則</p> <p>1～4 略</p> <p>5 施行日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける特定職員(以下「同一給料表適用特定職員」という。)のうち、施行日以降にその者の属する職務の級及び受ける号給に応じた給料月額が施行日の前日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(人事委員会の定める職員を除く。)の給料月額は、その者の属する職務の級及び受ける号給に応じた給料月額にその差額に相当する額を加算し</p>

た額とする。

6 施行日の前日から引き続き給料表の適用を受ける特定職員（同一給料表適用特定職員を除く。以下この項において同じ。）であって、前項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける同一給料表適用特定職員との均衡上必要があると認められる特定職員の給料月額は、人事委員会の定めるところにより、その者の属する職務の級及び受ける号給に応じた給料月額に同項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。

7 施行日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員であって、任用の事情等を考慮して前2項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける特定職員との均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、人事委員会の定めるところにより、その者の属する職務の級及び受ける号給に応じた給料月額に前2項の規定に準じて算出した差額に相当する額を加算した額とする。

8 同一給料表適用特定職員（行政職給料表（二）の適用を受ける地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「令和3年地方公務

員法改正法」という。) 附則第4条第1項若しくは第2項又は第5条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員(以下「暫定再任用常時勤務職員」という。)及び令和3年地方公務員法改正法附則第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員(以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。)に限る。)のうち、施行日以降にその者の属する職務の級に応じた給料月額が同表2級の定年前再任用短時間勤務職員の欄に掲げる基準給料月額に達しないこととなるものであって、区長が定めるものについて、附則第5項の規定により算出した差額に相当する額を加算した給料月額を受ける同一給料表適用特定職員との均衡上必要があると認められる職員の給料月額は、その者の属する職務の級に応じた給料月額にその差額に相当する額を加算した額(暫定再任用短時間勤務職員にあっては、杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例(平成10年杉並区条例第3号)第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に、1円未満の端数がある場合は、こ

れを切り捨てる。)) (その者が令和3年地方公務員法改正法による改正後の地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項又は第22条の5第1項の規定により採用された職員であるものとした場合に、改正後の条例附則第10項の規定の適用があるときは、同項の人事委員会が定める額を加算した額)とする。

9 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた暫定再任用常時勤務職員(同法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった暫定再任用常時勤務職員を含む。)に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「に、杉並区職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(その額に、1円未満の端数がある場合は、これを切り捨てる。)とする」とする。

10～21 略

10～21 略

杉並区立自転車駐車場条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月19日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第10号

杉並区立自転車駐車場条例の一部を改正する条例

杉並区立自転車駐車場条例（平成5年杉並区条例第31号）の一部を次のように改正する。

第4条に次の1項を加える。

- 3 前項の規定は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項に規定する指定納付受託者に使用料の納付を委託したときは、適用しない。
- 別表第1 杉並区立西永福北自転車駐車場の項を削る。

附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第4条に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

杉並区営住宅条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月19日

杉並区長 岸 本 聡 子

#### 杉並区条例第11号

杉並区営住宅条例の一部を改正する条例

杉並区営住宅条例（平成9年杉並区条例第27号）の一部を次のように改正する。

別表第2 杉並区営上井草二丁目アパートの項中「16,000円」を「17,000円」に改め、同表杉並区営成田東二丁目第二アパートの項中「18,000円」を「19,000円」に改め、同表杉並区営成田東一丁目アパートの項中「17,000円」を「18,000円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第2の規定は、令和8年4月以後の月分の駐車場の使用料について適用し、同年3月以前の月分の駐車場の使用料については、なお従前の例による。

杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月19日

杉並区長 岸 本 聡 子

## 杉並区条例第12号

### 杉並区事務手数料条例の一部を改正する条例

杉並区事務手数料条例（平成12年杉並区条例第24号）の一部を次のように改正する。

別表第1の65の6の項中「第14条第1項及び第15項」を「第14条第1項及び第13項」に改め、同表の123の8の項中「マンションの建替え等の円滑化に関する法律」を「マンションの再生等の円滑化に関する法律」に、「第105条第1項」を「第163条の59第1項」に、「容積率に」を「容積率又は各部分の高さに」に、「要除却認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンションの容積率の特例許可申請手数料」を「要除却等認定マンションの建替えにより新たに建築されるマンション又は要除却等認定マンションの更新がされるマンションの容積率又は各部分の高さの特例許可申請手数料」に改める。

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、別表第1の65の6の項の改正規定は、同年5月1日から施行する。

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月19日

杉並区長 岸 本 聡 子

### 杉並区条例第13号

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例（平成12年杉並区条例第18号）の一部を次のように改正する。

第23条第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同項ただし書中「勤務しなかった」を「勤務をしなかった」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間」を「午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）」に、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「に定める額」の次に「（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を削る。

### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

杉並区幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第23条 第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、勤務時間条例第14条第1項の規定により、教育委員会が代休日を指定し当該代休日に勤務をしなかった場合には、管理職員特別勤務手当は支給しない。</p> <p>2 前項本文に規定する場合のほか、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員</p>	<p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第23条 第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、勤務時間条例第14条第1項の規定により、教育委員会が代休日を指定し当該代休日に勤務しなかった場合には、管理職員特別勤務手当は支給しない。</p> <p>2 前項本文に規定する場合のほか、第10条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p> <p>3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額</p>

会の承認を得て教育委員会規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)とする。

(1) 第1項本文に規定する場合 同項本文の規定による勤務1回につき、1万円を超えない範囲内において人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める額 \_\_\_\_\_

(2) 略

4 略

\_\_\_\_\_とする。

(1) 第1項本文に規定する場合 同項本文の規定による勤務1回につき、1万円を超えない範囲内において人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める額 (当該勤務に従事する時間等を考慮して人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)

(2) 略

4 略

杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月19日

杉並区長 岸 本 聡 子

#### 杉並区条例第14号

杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

杉並区学校教育職員の給与に関する条例（平成19年杉並区条例第11号）の一部を次のように改正する。

第25条第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同項ただし書中「勤務しなかった」を「勤務をしなかった」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間」を「午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）」に、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項中「に定める額」の次に「（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して人事委員会の承認を得て教育委員会規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して教育委員会規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を削る。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第7条関係）

## 学校教育職員給料表

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	203,700	241,600	296,600	318,600	442,100
	2	205,100	243,900	298,400	320,400	443,900
	3	206,600	246,100	300,100	322,200	445,600
	4	208,100	248,300	301,800	324,000	447,300
	5	209,600	250,500	303,500	325,900	449,000
	6	211,500	252,700	305,300	327,700	450,700
	7	213,400	254,900	307,000	329,500	452,400
	8	215,300	257,100	308,700	331,300	454,100
	9	217,200	259,300	310,400	333,200	455,700
	10	219,300	261,100	312,200	335,200	457,400
	11	221,400	262,800	314,000	337,300	459,100
	12	223,600	264,500	315,800	339,400	460,800
	13	225,700	266,200	317,500	341,500	462,400
	14	228,100	268,000	319,300	343,600	464,000
	15	230,500	269,800	321,100	345,800	465,600
	16	232,900	271,500	322,900	348,000	467,100
	17	235,300	273,200	324,700	350,100	468,600
	18	237,800	275,100	326,600	351,900	470,000
	19	240,300	277,000	328,600	353,700	471,400
	20	242,800	278,800	330,600	355,400	472,800
	21	245,300	280,600	332,600	357,100	474,200
	22	246,100	282,200	334,400	358,900	475,500
	23	246,800	283,700	336,200	360,600	476,800
	24	247,500	285,200	337,900	362,300	478,100
	25	248,200	286,600	339,600	364,000	479,400
	26	249,000	288,100	341,300	365,800	480,600
	27	249,800	289,600	343,000	367,500	481,700
	28	250,500	291,000	344,700	369,200	482,700
	29	251,200	292,400	346,300	370,900	483,700
	30	252,000	293,800	347,900	372,600	484,600
	31	252,800	295,300	349,600	374,300	485,500
	32	253,600	296,800	351,200	376,000	486,300
	33	254,300	298,200	352,800	377,700	487,100
	34	255,200	299,700	354,400	379,400	488,000
	35	256,100	301,100	356,100	381,100	488,800
	36	256,900	302,500	357,700	382,800	489,500
	37	257,700	303,900	359,300	384,500	490,200
	38	258,600	305,300	360,900	386,200	490,800
	39	259,500	306,700	362,500	387,900	491,400
	40	260,400	308,100	364,100	389,600	491,900
	41	261,200	309,400	365,700	391,300	492,400
	42	262,300	310,800	367,200	393,000	492,900
	43	263,400	312,200	368,700	394,600	493,400

定年前再任用短時間勤務職員以外の職員

44	264,500	313,600	370,200	396,200	493,900
45	265,600	314,900	371,700	397,800	494,400
46	266,500	316,300	373,200	399,400	494,900
47	267,400	317,700	374,700	401,000	495,400
48	268,300	319,000	376,200	402,500	495,900
49	269,100	320,300	377,700	404,000	496,400
50	270,000	321,700	379,200	405,500	496,900
51	270,900	323,000	380,700	407,000	497,400
52	271,700	324,300	382,200	408,500	497,900
53	272,500	325,600	383,600	410,000	498,400
54	273,400	327,000	385,000	411,400	498,900
55	274,200	328,300	386,500	412,800	499,400
56	275,000	329,600	387,900	414,200	499,900
57	275,800	330,900	389,300	415,600	500,400
58	276,600	332,300	390,600	416,900	500,900
59	277,400	333,600	391,900	418,200	501,400
60	278,200	334,900	393,200	419,500	501,900
61	279,000	336,200	394,400	420,700	502,400
62	279,800	337,500	395,500	421,900	502,900
63	280,600	338,800	396,500	423,200	503,400
64	281,400	340,000	397,500	424,400	503,900
65	282,100	341,200	398,400	425,600	504,400
66	282,900	342,400	399,300	426,800	
67	283,700	343,600	400,100	428,000	
68	284,400	344,800	400,900	429,200	
69	285,100	345,900	401,600	430,300	
70	285,900	347,000	402,400	431,400	
71	286,600	348,100	403,100	432,500	
72	287,300	349,100	403,800	433,600	
73	288,000	350,100	404,400	434,700	
74	288,800	351,100	405,000	435,700	
75	289,500	352,100	405,500	436,700	
76	290,200	353,100	406,000	437,700	
77	290,900	354,000	406,400	438,600	
78	291,600	354,900	406,900	439,500	
79	292,300	355,800	407,300	440,400	
80	293,000	356,700	407,700	441,300	
81	293,700	357,500	408,100	442,100	
82	294,400	358,300	408,600	442,900	
83	295,100	359,000	409,000	443,700	
84	295,800	359,700	409,400	444,400	
85	296,400	360,400	409,700	445,000	
86	297,100	361,100	410,100	445,500	
87	297,800	361,700	410,500	445,900	
88	298,400	362,200	410,900	446,300	
89	299,000	362,700	411,300	446,700	
90	299,700	363,200	411,700	447,200	

91	300,300	363,800	412,100	447,600	
92	300,900	364,300	412,500	448,000	
93	301,500	364,800	412,900	448,300	
94	302,100	365,300	413,300	448,700	
95	302,700	365,800	413,700	449,100	
96	303,300	366,300	414,100	449,500	
97	303,900	366,800	414,500	449,900	
98	304,600	367,300	414,900	450,300	
99	305,200	367,800	415,300	450,700	
100	305,700	368,200	415,700	451,100	
101	306,200	368,600	416,100	451,500	
102	306,900	369,100	416,500	451,900	
103	307,500	369,500	416,900	452,300	
104	308,000	369,900	417,300	452,700	
105	308,500	370,300	417,700	453,100	
106	309,000	370,700	418,100	453,500	
107	309,600	371,100	418,500	453,900	
108	310,100	371,500	418,900	454,300	
109	310,600	371,800	419,200	454,700	
110	311,100	372,200	419,600	455,100	
111	311,600	372,500	419,900	455,500	
112	312,100	372,800	420,300	455,900	
113	312,600	373,100	420,700	456,300	
114	313,100	373,500	421,100	456,700	
115	313,600	373,800	421,500	457,100	
116	314,000	374,100	421,900	457,500	
117	314,400	374,400	422,200	457,900	
118	314,900	374,800	422,600	458,300	
119	315,300	375,100	422,900	458,700	
120	315,700	375,400	423,300	459,100	
121	316,100	375,700	423,700	459,500	
122	316,500	376,100	424,100	459,900	
123	316,900	376,400	424,400	460,300	
124	317,300	376,700	424,800	460,700	
125	317,600	377,000	425,200	461,100	
126	318,000	377,400	425,600	461,500	
127	318,300	377,700	426,000	461,900	
128	318,600	378,000	426,400	462,300	
129	318,900	378,300	426,700	462,700	
130	319,300	378,700	427,100	463,100	
131	319,600	379,000	427,500	463,500	
132	319,900	379,300	427,900	463,900	
133	320,200	379,600	428,200	464,300	
134	320,500	380,000	428,600		
135	320,900	380,300	429,000		
136	321,200	380,600	429,400		
137	321,500	380,900	429,700		

138	321,900	381,300	430,100		
139	322,200	381,600	430,500		
140	322,500	381,900	430,800		
141	322,800	382,200	431,100		
142	323,200	382,500	431,500		
143	323,500	382,800	431,900		
144	323,800	383,100	432,200		
145	324,100	383,400	432,500		
146	324,500	383,700	432,900		
147	324,800	384,000	433,300		
148	325,100	384,300	433,600		
149	325,400	384,600	433,900		
150	325,800	384,900			
151	326,100	385,200			
152	326,400	385,500			
153	326,700	385,800			
154	327,000	386,100			
155	327,300	386,400			
156	327,600	386,700			
157	327,900	387,000			
158	328,200	387,300			
159	328,500	387,600			
160	328,800	387,900			
161	329,100	388,200			
162	329,400	388,500			
163	329,700	388,800			
164	330,000	389,100			
165	330,300	389,400			
166	330,600	389,700			
167	330,900	390,000			
168	331,200	390,300			
169	331,500	390,600			
170		390,900			
171		391,200			
172		391,500			
173		391,800			
174		392,100			
175		392,400			
176		392,700			
177		393,000			
定年前 再任用 短時間 勤務職 員	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
	円	円	円	円	円
	231,800	272,300	291,700	310,700	342,900

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が5級である職員の給料月額は、この表の額に2万4,800円を加算した額とする。

## 附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第25条第1項から第3項までの改正規定及び次項の規定は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の第25条第1項から第3項までの規定は、令和7年4月1日以後の勤務について適用する。
- 3 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において杉並区学校教育職員の給与に関する条例別表第2に掲げる学校教育職員給料表の適用を受けていた学校教育職員（以下「職員」という。）であって同日においてその者が属していた職務の級が5級であったものの施行日における号給（次項及び附則別表において「新号給」という。）は、施行日の前日においてその者が受けていた号給（附則別表において「旧号給」という。）に応じて附則別表に定める号給とする。
- 4 施行日前に職務の級を異にする異動をした職員及び特別区人事委員会（以下「人事委員会」という。）の承認を得て杉並区教育委員会（以下「教育委員会」という。）の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が施行日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の承認を得て教育委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。
- 5 施行日の前日から引き続き休職中等（杉並区学校教育職員の初任給、昇格及び昇給等に関する規則（平成19年杉並区教育委員会規則第4号）第18条の規定による休職中、配偶者同行休業中、育児休業中、大学院修学休業中、外国派遣中、公益的法人等派遣中又は停職中をいう。以下この項において同じ。）の者であって同日においてその者が属していた職務の級が5級であったもののうち、休職中等の期間の初日から施行日の前日までの間に同規則第2条第3号に規定する昇給日がある職員の、施行日後の復職した日、職務に復帰した日又は再び勤務するに至った日における号給は、人事委員会の承認を得て教育委員会の定めるところにより、施行日に復職等をしていただければ決定されていた号給に調整する。
- 6 施行日に降格、昇給又は降給をする場合の号給決定は、附則第3項による切替えを行った後の号給を基礎として行うものとする。
- 7 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会の承認を得て教育委員会が定める。

附則別表（附則第3項関係）

号給の切替表

学校教育職員給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	新号給
1	1
2	1
3	1
4	1
5	1
6	1
7	1
8	1
9	1
10	1
11	1
12	1
13	1
14	1
15	1
16	1
17	1
18	1
19	1
20	1
21	1
22	1
23	1
24	1
25	1
26	1
27	1
28	1
29	1
30	1
31	1
32	1
33	1
34	1
35	1
36	1
37	1
38	2
39	3
40	4
41	5
42	6
43	7
44	8
45	9
46	10
47	11
48	12

49	13
50	14
51	15
52	16
53	17
54	18
55	19
56	20
57	21
58	22
59	23
60	24
61	25
62	26
63	27
64	28
65	29
66	30
67	31
68	32
69	33
70	34
71	35
72	36
73	37
74	38
75	39
76	40
77	41
78	42
79	43
80	44
81	45
82	46
83	47
84	48
85	49
86	50
87	51
88	52
89	53
90	54
91	55
92	56
93	57
94	58
95	59
96	60
97	61
98	62
99	63
100	64
101	65

杉並区学校教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表  
(抄)

新 条 例	旧 条 例
(管理職員特別勤務手当)	(管理職員特別勤務手当)
<p>第25条 第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、勤務時間条例第15条第1項の規定により、教育委員会が代休日を指定し当該代休日に勤務をしなかった場合には、管理職員特別勤務手当は支給しない。</p>	<p>第25条 第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が臨時又は緊急の必要その他公務の運営の必要により週休日又は休日（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、勤務時間条例第15条第1項の規定により、教育委員会が代休日を指定し当該代休日に勤務しなかった場合には、管理職員特別勤務手当は支給しない。</p>
<p>2 前項本文に規定する場合のほか、第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p>	<p>2 前項本文に規定する場合のほか、第13条の規定に基づき管理職手当の支給を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。</p>
<p>3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額（前2項に規定する勤</p>	<p>3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額</p>

務に従事する時間を考慮して人事委員  
会の承認を得て教育委員会規則で定め  
る勤務にあつては、その額に100分  
の150を乗じて得た額)とする。

(1) 第1項本文に規定する場合 同  
項本文の規定による勤務1回につ  
き、8,000円を超えない範囲内  
において人事委員会の承認を得て教  
育委員会規則で定める額

(2) 略

4 略

\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_とする。

(1) 第1項本文に規定する場合 同  
項本文の規定による勤務1回につ  
き、8,000円を超えない範囲内  
において人事委員会の承認を得て教  
育委員会規則で定める額 (当該勤務  
に従事する時間等を考慮して教育委  
員会規則で定める勤務にあつては、  
その額に100分の150を乗じて  
得た額)

(2) 略

4 略

杉並区選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月19日

杉並区長 岸 本 聡 子

#### 杉並区条例第15号

杉並区選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

杉並区選挙長等の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和34年杉並区条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表中「17,000円」を「19,000円」に、「15,000円」を「17,000円」に、「14,000円」を「16,000円」に、「13,000円」を「15,000円」に改め、同表備考1中「8,500円」を「9,500円」に、「7,500円」を「8,500円」に改め、同表備考2中「7,000円」を「8,000円」に、「6,500円」を「7,500円」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を公示され、又は告示される選挙及び投票について適用し、施行日の前日までにその期日を公示され、又は告示された選挙及び投票については、なお従前の例による。

杉並区議会議員及び杉並区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月19日

杉並区長 岸 本 聡 子

#### 杉並区条例第16号

杉並区議会議員及び杉並区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例

杉並区議会議員及び杉並区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例（平成6年杉並区条例第1号）の一部を次のように改正する。

第6条及び第8条中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

第11条第1号中「541円31銭」を「586円88銭」に改め、同条第2号中「27万655円と28円35銭」を「29万3,440円と30円73銭」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第6条、第8条並びに第11条第1号及び第2号の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される杉並区議会議員及び杉並区長の選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された杉並区議会議員及び杉並区長の選挙については、なお従前の例による。

杉並区議会議員及び杉並区長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(ビラの作成の公費負担)</p> <p>第6条 候補者は、<u>8円38銭</u>にビラの作成枚数(当該作成枚数が、選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額の範囲内で、ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。</p> <p>(ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第8条 区は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が<u>8円38銭</u>を超える場合には、<u>8円38銭</u>)に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会</p>	<p>(ビラの作成の公費負担)</p> <p>第6条 候補者は、<u>7円73銭</u>にビラの作成枚数(当該作成枚数が、選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数を超える場合には、同号に定める枚数)を乗じて得た金額の範囲内で、ビラを無料で作成することができる。この場合においては、第2条ただし書の規定を準用する。</p> <p>(ビラの作成の公費負担額及び支払手続)</p> <p>第8条 区は、候補者(前条の規定による届出をした者に限る。)が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるビラの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたビラの1枚当たりの作成単価(当該作成単価が<u>7円73銭</u>を超える場合には、<u>7円73銭</u>)に当該ビラの作成枚数(当該候補者を通じて選挙の区分に応じ法第142条第1項第6号に定める枚数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会</p>

が確認したものに限り、) を乗じて得た金額を、第 6 条後段において準用する第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対して支払う。

(ポスターの作成の公費負担額及び支払  
手続)

第 1 1 条 区は、候補者（前条の規定による届出をした者に限り、) が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの 1 枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額に 3 1 万 6, 2 5 0 円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1 円未満の端数がある場合には、その端数は、1 円とする。）を超える場合には、当該除して得た金額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、)

が確認したものに限り、) を乗じて得た金額を、第 6 条後段において準用する第 2 条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ビラの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ビラの作成を業とする者に対して支払う。

(ポスターの作成の公費負担額及び支払  
手続)

第 1 1 条 区は、候補者（前条の規定による届出をした者に限り、) が同条の契約に基づき当該契約の相手方であるポスターの作成を業とする者に支払うべき金額のうち、当該契約に基づき作成されたポスターの 1 枚当たりの作成単価（当該作成単価が、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める金額に 3 1 万 6, 2 5 0 円を加えた金額を当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数で除して得た金額（1 円未満の端数がある場合には、その端数は、1 円とする。）を超える場合には、当該除して得た金額）に当該ポスターの作成枚数（当該候補者を通じて当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数の範囲内のものであることにつき、委員会が定めるところにより、当該候補者からの申請に基づき、委員会が確認したものに限り、)

を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対して支払う。

(1) 当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 586円88銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額

(2) 当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 29万3,440円と30円73銭にその500を超える数を乗じて得た金額との合計金額

を乗じて得た金額を、第9条後段において準用する第2条ただし書に規定する要件に該当する場合に限り、当該ポスターの作成を業とする者からの請求に基づき、当該ポスターの作成を業とする者に対して支払う。

(1) 当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数が500以下である場合 541円31銭に当該ポスター掲示場の数を乗じて得た金額

(2) 当該選挙が行われる区域におけるポスター掲示場の数が500を超える場合 27万655円と28円35銭にその500を超える数を乗じて得た金額との合計金額

杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月19日

杉並区長 岸 本 聡 子

#### 杉並区条例第17号

##### 杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例

杉並区国民健康保険条例（昭和34年杉並区条例第21号）の一部を次のように改正する。

第13条の2中「並びに」を「、世帯主の世帯に属する」に改め、「介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）」の次に「並びに世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（同項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）」を加える。

第13条の3第1号イ中「並びに介護保険法」を「、介護保険法」に改め、「介護納付金」という。）の次に「並びに子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の規定による納付金（以下「子ども・子育て支援納付金」という。）」を加え、同号カ並びに同条第2号イ及びエ中「、病床転換支援金等及び介護納付金」を「及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金」に改める。

第14条第1項中「第14条の4」を「第14条の4第1号」に改める。

第14条の4第1号中「100分の7.71」を「100分の7.51」に、「100分の60」を「100分の59」に改め、同条第2号中「4万7,300円」を「4万7,600円」に、「100分の40」を「100分の41」に、「2箇年度」を「2か年度」に改める。

第14条の8中「66万円」を「67万円」に改める。

第14条の11中「次条」を「次条第1号」に改める。

第14条の12第1号中「100分の2.69」を「100分の2.80」に、「100分の60」を「100分の61」に改め、同条第2号中「1万6,800円」を「1万7,600円」に、「100分の40」を「100分の39」に、

「2箇年度」を「2か年度」に改める。

第15条の3中「次条」を「次条第1号」に改める。

第15条の4第1号中「100分の2.25」を「100分の2.43」に改め、同条第2号中「1万6,600円」を「1万7,800円」に、「2箇年度」を「2か年度」に改める。

第15条の5中「賦課額」を「介護納付金賦課額」に改め、同条の次に次の5条を加える。

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

第15条の6 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額(第18条の2から第18条の5までの規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあっては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用(都の国民健康保険に関する特別会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)の額

イ 第18条の5に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。)の額

イ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。)のための収入(法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(子ども・子育て支援納付金賦課額)

第15条の7 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（政令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定)

第15条の8 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に次条第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率)

第15条の9 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割  $100$ 分の $0.27$ （子ども・子育て支援納付金賦課総額から、第15条の6第1号イに掲げる額の見込額から同号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を控除した額（以下「子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額」という。）の $100$ 分の $60$ に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額（政令第29条の7第5項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の10の2に規定する方法により補正された後の金額）の総額で除して得た数）
- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき $1,800$ 円（子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の $100$ 分の $40$ に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額）
- (3) 18歳以上被保険者均等割 被保険者1人につき $73$ 円（第15条の6第1号イに掲げる額の見込額から同号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における18歳以上被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額）

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第15条の10 第15条の7の子ども・子育て支援納付金賦課額は、3万円を超えることができない。

第18条中「若しくは第15条の2」を「、第15条の2若しくは第15条の7」に、「若しくは第18条の4第1項各号」を「、第18条の4第1項各号若しくは第18条の5」に改める。

第18条の2中「66万円」を「67万円」に、「及び第14条の10」を「、第14条の10」に、「並びに第15条の2」を「、第15条の2」に改め、「17万円）」の次に「並びに第15条の7の子ども・子育て支援納付金賦課額から、それぞれ当該各号のエ及びオに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が3万円を超える場合には、3万円）」を加え、同条第1号ア中「3万3,110円」を「3万3,320円」に改め、同号イ中「1万1,760円」を「1万2,320円」に改め、同号ウ中「1万1,620円」を「1万2,460円」に改め、同号に次のように加える。

エ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について1,260円

オ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る18歳以上被保険者均等割額 被保険者1人について52円

第18条の2第2号中「30万5,000円」を「31万円」に改め、同号ア中「2万3,650円」を「2万3,800円」に改め、同号イ中「8,400円」を「8,800円」に改め、同号ウ中「8,300円」を「8,900円」に改め、同号に次のように加える。

エ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について900円

オ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る18歳以上被保険者均等割額 被保険者1人について37円

第18条の2第3号中「56万円」を「57万円」に改め、同号ア中「9,460円」を「9,520円」に改め、同号イ中「3,360円」を「3,520円」に改め、同号ウ中「3,320円」を「3,560円」に改め、同号に次のように加える。

エ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について360円

オ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る18歳以上被保険者均等割額 被保険者1人について15円

第18条の3第1号ア中「7,095円」を「7,140円」に改め、同号イ中「1万1,825円」を「1万1,900円」に改め、同号ウ中「1万8,920円」を「1万9,040円」に改め、同号エ中「2万3,650円」を「2万3,800円」に改め、同条第2号ア中「2,520円」を「2,640円」に改め、同号イ中「4,200円」を「4,400円」に改め、同号ウ中「6,720円」を「7,040円」に改め、同号エ中「8,400円」を「8,800円」に改め、同条に次の1号を加える。

(3) 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 前条第1号エに規定する金額を減額した世帯 270円

イ 前条第2号エに規定する金額を減額した世帯 450円

ウ 前条第3号エに規定する金額を減額した世帯 720円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 900円

第18条の4第1項中「第29条の7第5項第8号」を「第29条の7第6項第8号」に、「及び被保険者均等割額」を「並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額」に改め、「減額後の被保険者均等割額」の次に「及び18歳以上被保険者均等割額」を加え、「及び第15条の5」を「、第15条の5及び第15条の10」に改め、同項第1号中「第32条の10の2各号」を「第32条の10の3各号」に改め、同項第2号ア中「1万4,190円」を「1万4,280円」に改め、同号イ中「2万3,650円」を「2万3,800円」に改め、同号ウ中「3万7,840円」を「3万8,080円」に改め、同号エ中「4万7,300円」を「4万7,600円」に改め、同項第4号ア中「5,040円」を「5,280円」に改め、同号イ中「8,400円」を「8,800円」に改め、同号ウ中「1万3,440円」を「1万4,080円」に改め、同号エ中「1万6,800円」を「1万7,600円」に改め、同項第6号ア中「4,980円」を「5,

340円」に改め、同号イ中「8,300円」を「8,900円」に改め、同号ウ中「1万3,280円」を「1万4,240円」に改め、同号エ中「1万6,600円」を「1万7,800円」に改め、同項に次の3号を加える。

(7) 子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者1人について次に定める額

ア 第18条の2第1号エに規定する金額を減額した世帯 540円に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

イ 第18条の2第2号エに規定する金額を減額した世帯 900円に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

ウ 第18条の2第3号エに規定する金額を減額した世帯 1,440円に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 1,800円に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(9) 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る18歳以上被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者1人について次に定める額

ア 第18条の2第1号オに規定する金額を減額した世帯 21円に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

イ 第18条の2第2号オに規定する金額を減額した世帯 36円に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

ウ 第18条の2第3号オに規定する金額を減額した世帯 58円に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 73円に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

第18条の4の次に次の1条を加える。

(18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者の被保険者均等割額の減額)

第18条の5 当該年度において、その世帯に18歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第15条の9の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第18条の2各号、第18条の3第3号及び前条第8号に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額に相当する額を減額するものとした場合にあつては、当該減額後の額）から当該保険料率に相当する額を減額して得た額とする。

第19条中「及び第18条の2」を「、第14条の11、第15条の3、第15条の8、第18条の2及び第18条の4」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第13条の2、第13条の3、第14条の4、第14条の8、第14条の12、第15条の4、第15条の6から第15条の10まで及び第18条から第19条までの規定は、令和8年度分の保険料から適用し、令和7年度分までの保険料については、なお従前の例による。

杉並区国民健康保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
(保険料の賦課額)	(保険料の賦課額)
<p>第13条の2 保険料の賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「政令」という。）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等賦課額（同項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）<u>、世帯主の世帯に属する介護納付金賦課被保険者（同項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。）並びに世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した子ども・子育て支援納付金賦課額（同項第4号に規定する子ども・子育て支援納付金賦課額をいう。以下同じ。）</u>の合算額とする。</p>	<p>第13条の2 保険料の賦課額は、世帯主の世帯に属する被保険者につき算定した基礎賦課額（国民健康保険法施行令（昭和33年政令第362号。以下「政令」という。）第29条の7第1項第1号に規定する基礎賦課額をいう。以下同じ。）及び後期高齢者支援金等賦課額（同項第2号に規定する後期高齢者支援金等賦課額をいう。以下同じ。）<u>並びに</u> _____ 介護納付金賦課被保険者（同項第3号に規定する介護納付金賦課被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金賦課額（同号に規定する介護納付金賦課額をいう。以下同じ。） _____ の合算額とする。</p>
(基礎賦課総額)	(基礎賦課総額)
<p>第13条の3 保険料の賦課額のうち基礎賦課額（第18条の2から第18条の4までの規定により基礎賦課額を減</p>	<p>第13条の3 保険料の賦課額のうち基礎賦課額（第18条の2から第18条の4までの規定により基礎賦課額を減</p>

額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 略

イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金(以下「国民健康保険事業費納付金」という。)の納付に要する費用(東京都(以下「都」という。))の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)、介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)並びに子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)の規定による納付金(以下「子ども

額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額(以下「基礎賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 略

イ 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の7第1項の国民健康保険事業費納付金(以下「国民健康保険事業費納付金」という。)の納付に要する費用(東京都(以下「都」という。))の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者医療確保法の規定による後期高齢者支援金等(以下「後期高齢者支援金等」という。)及び高齢者医療確保法の規定による病床転換支援金等(以下「病床転換支援金等」という。)並びに介護保険法(平成9年法律第123号)の規定による納付金(以下「介護納付金」という。)\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

・子育て支援納付金」という。) )

の納付に要する費用に充てる部分  
を除く。) の額

ウ～オ 略

カ その他区の国民健康保険に関  
する特別会計において負担する  
国民健康保険事業に要する費用  
(国民健康保険事業費納付金の  
納付に要する費用のうち都の国  
民健康保険に関する特別会計に  
おいて負担する後期高齢者支援  
金等及び病床転換支援金等、介  
護納付金並びに子ども・子育て  
支援納付金の納付に要する費用  
に充てる部分並びに国民健康保  
険の事務の執行に要する費用を  
除く。) の額

(2) 当該年度における次に掲げる額  
の合算額

ア 略

イ 法附則第7条の規定により読み  
替えられた法第75条の規定によ  
り交付を受ける補助金(国民健康  
保険事業費納付金の納付に要する  
費用(都の国民健康保険に関する  
特別会計において負担する後期高  
齢者支援金等及び病床転換支援金  
等、介護納付金並びに子ども・子  
育て支援納付金の納付に要する費

の納付に要する費用に充てる部分  
を除く。) の額

ウ～オ 略

カ その他区の国民健康保険に関  
する特別会計において負担する  
国民健康保険事業に要する費用  
(国民健康保険事業費納付金の  
納付に要する費用のうち都の国  
民健康保険に関する特別会計に  
おいて負担する後期高齢者支援  
金等、病床転換支援金等及び介  
護納付金

\_\_\_\_\_の納付に要する費用  
に充てる部分並びに国民健康保  
険の事務の執行に要する費用を  
除く。) の額

(2) 当該年度における次に掲げる額  
の合算額

ア 略

イ 法附則第7条の規定により読み  
替えられた法第75条の規定によ  
り交付を受ける補助金(国民健康  
保険事業費納付金の納付に要する  
費用(都の国民健康保険に関する  
特別会計において負担する後期高  
齢者支援金等、病床転換支援金等  
及び介護納付金

\_\_\_\_\_の納付に要する費

用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額

ウ 略

エ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等及び病床転換支援金等、介護納付金並びに子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分並びに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(基礎賦課額の所得割額の算定)

第14条 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算さ

用に充てる部分に限る。以下このイにおいて同じ。)に係るものを除く。)及び同条の規定により貸し付けられる貸付金(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものを除く。)の額

ウ 略

エ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用(国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用のうち都の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等、病床転換支援金等及び介護納付金の納付に要する費用に充てる部分並びに国民健康保険の事務の執行に要する費用を除く。)のための収入(法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。)の額

(基礎賦課額の所得割額の算定)

第14条 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算さ

れる所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株

れる所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額（租税特別措置法第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、これらの規定の適用により同法第32条第1項に規定する短期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額）、地方税法附則第35条の2第5項に規定する一般株

式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第18条の2第1号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規

式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第18条の2第1号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規

定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に、第14条の4第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

## 2 略

(基礎賦課額の保険料率)

第14条の4 基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 100分の7.51

(基礎賦課総額の100分の59に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(政令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。)第32条の9に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)

(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき4万7,600円(基礎賦課

定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合計額(以下「基礎控除後の総所得金額等」という。)に、第14条の4の所得割の保険料率を乗じて算定する。

## 2 略

(基礎賦課額の保険料率)

第14条の4 基礎賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 100分の7.71

(基礎賦課総額の100分の60に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(政令第29条の7第2項第4号ただし書に規定する場合にあつては、国民健康保険法施行規則(昭和33年厚生省令第53号。以下「省令」という。)第32条の9に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)

(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき4万7,300円(基礎賦課

総額の100分の41に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

(基礎賦課限度額)

第14条の8 第13条の4の基礎賦課額は、67万円を超えることができない。

(後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)

第14条の11 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に次条第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第14条の12 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 100分の2.80

(後期高齢者支援金等賦課総額の100分の61に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(政令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の9の2

総額の100分の40に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

(基礎賦課限度額)

第14条の8 第13条の4の基礎賦課額は、66万円を超えることができない。

(後期高齢者支援金等賦課額の所得割額の算定)

第14条の11 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(後期高齢者支援金等賦課額の保険料率)

第14条の12 後期高齢者支援金等賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 100分の2.69

(後期高齢者支援金等賦課総額の100分の60に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(政令第29条の7第3項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の9の2

に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)

- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき1万7,600円(後期高齢者支援金等賦課総額の100分の39に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

(介護納付金賦課額の所得割額の算定)

第15条の3 前条の所得割額は、介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(介護納付金賦課額の保険料率)

第15条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 100分の2.43  
(介護納付金賦課総額の100分の59に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(政令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た

に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)

- (2) 被保険者均等割 被保険者1人につき1万6,800円(後期高齢者支援金等賦課総額の100分の40に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

(介護納付金賦課額の所得割額の算定)

第15条の3 前条の所得割額は、介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に、次条の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(介護納付金賦課額の保険料率)

第15条の4 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

- (1) 所得割 100分の2.25  
(介護納付金賦課総額の100分の59に相当する額を介護納付金賦課被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(政令第29条の7第4項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の10に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た

数)

(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき1万7,800円 (介護納付金賦課総額の100分の41に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

(介護納付金賦課限度額)

第15条の5 第15条の2の介護納付金賦課額は、17万円を超えることができない。

(子ども・子育て支援納付金賦課総額)

第15条の6 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額 (第18条の2から第18条の5までの規定により子ども・子育て支援納付金賦課額を減額するものとした場合にあつては、その減額することとなる額を含む。)の総額 (以下「子ども・子育て支援納付金賦課総額」という。)は、第1号に掲げる額の見込額から第2号に掲げる額の見込額を控除した額を基準として算定した額とする。

(1) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用  
(都の国民健康保険に関する特別

数)

(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき1万6,600円 (介護納付金賦課総額の100分の41に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2箇年度の各年度における介護納付金賦課被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

(介護納付金賦課限度額)

第15条の5 第15条の2の賦課額は、17万円を超えることができない。

会計において負担する子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。次号において同じ。)の額

イ 第18条の5に規定する基準に従い子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額を減額するものとした場合に減額することとなる額の総額

(2) 当該年度における次に掲げる額の合算額

ア 法附則第7条の規定により読み替えられた法第75条の規定により交付を受ける補助金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）及び同条の規定により貸し付けられる貸付金（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に係るものに限る。）の額

イ その他区の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用に限る。）のための収入（法第72条の3第1項、第72条の3の2第1項及び第72条の3の3第1項の規定による繰入金を除く。）の額

(子ども・子育て支援納付金賦課額)

第15条の7 保険料の賦課額のうち子ども・子育て支援納付金賦課額は、当該世帯に属する被保険者につき算定した所得割額及び被保険者均等割額の合算額の総額に、当該世帯に属する18歳以上被保険者（政令第29条の7第5項第3号に規定する18歳以上被保険者をいう。以下同じ。）につき算定した18歳以上被保険者均等割額の総額を加算した額とする。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額の算定)

第15条の8 前条の所得割額は、被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等に次条第1号の所得割の保険料率を乗じて算定する。

(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率)

第15条の9 子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率は、次のとおりとする。

(1) 所得割 100分の0.27

(子ども・子育て支援納付金賦課総額から、第15条の6第1号イに掲げる額の見込額から同号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を控除した額（以下「子ども

・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額という。)の100分の60に相当する額を被保険者に係る賦課期日の属する年の前年の所得に係る基礎控除後の総所得金額等の見込額(政令第29条の7第5項第4号ただし書に規定する場合にあつては、省令第32条の10の2に規定する方法により補正された後の金額)の総額で除して得た数)

(2) 被保険者均等割 被保険者1人につき1,800円(子ども・子育て支援納付金賦課額の保険料率の算定に係る額の100分の40に相当する額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

(3) 18歳以上被保険者均等割 被保険者1人につき73円(第15条の6第1号イに掲げる額の見込額から同号イに係る同条第2号に掲げる額の見込額を控除した額を当該年度の前年度及びその直前の2か年度の各年度における18歳以上被保険者の数等を勘案して算定した数で除して得た額)

(子ども・子育て支援納付金賦課限度額)

第15条の10 第15条の7の子ども

・子育て支援納付金賦課額は、3万円  
を超えることができない。

(賦課期日後において納付義務の発生、  
消滅又は被保険者数の異動等があつた場  
合)

第18条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生した場合、1世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少した場合、1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた場合又は政令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となつた場合における当該納付義務者に係る第13条の4、第14条の10、第15条の2若しくは第15条の7の額又は次条各号、第18条の3各号、第18条の4第1項各号若しくは第18条の5に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、被保険者数が増加し、若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)、1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被

(賦課期日後において納付義務の発生、  
消滅又は被保険者数の異動等があつた場  
合)

第18条 保険料の賦課期日後に納付義務が発生した場合、1世帯に属する被保険者数が増加し、若しくは減少した場合、1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被保険者となつた若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた場合又は政令第29条の7の2第2項に規定する特例対象被保険者等(以下「特例対象被保険者等」という。)となつた場合における当該納付義務者に係る第13条の4、第14条の10若しくは第15条の2の額又は次条各号、第18条の3各号若しくは第18条の4第1項各号に定める額の算定は、それぞれ、その納付義務が発生した日、被保険者数が増加し、若しくは減少した日(法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより被保険者数が減少した場合においては、その減少した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。)、1世帯に属する被保険者が介護納付金賦課被

保険者となつた若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた日又は特例対象被保険者等となつた日の属する月から、月割りをもつて行う。

- 2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第13条の4、第14条の10、第15条の2若しくは第15条の7の額又は次条各号、第18条の3各号、第18条の4第1項各号若しくは第18条の5に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割りをもつて行う。

（低所得者の保険料の減額）

- 第18条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第13条の4の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のアに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が67万円を超える場合には、67万円）、第14条の10の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合

保険者となつた若しくは介護納付金賦課被保険者でなくなつた日又は特例対象被保険者等となつた日の属する月から、月割りをもつて行う。

- 2 保険料の賦課期日後に納付義務が消滅した場合における当該納付義務者に係る第13条の4、第14条の10若しくは第15条の2 \_\_\_\_\_の額又は次条各号、第18条の3各号若しくは第18条の4第1項各号 \_\_\_\_\_に定める額の算定は、その納付義務が消滅した日（法第6条第1号から第8号までの規定のいずれかに該当したことにより納付義務が消滅した場合においては、その消滅した日が月の初日であるときに限り、その前日とする。）の属する月の前月まで、月割りをもつて行う。

（低所得者の保険料の減額）

- 第18条の2 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の額は、第13条の4の基礎賦課額から、それぞれ当該各号のアに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が66万円を超える場合には、66万円）及び第14条の10の後期高齢者支援金等賦課額から、それぞれ当該各号のイに定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が26万円を超える場合

には、26万円)、第15条の2  
の介護納付金賦課額から、それぞれ当  
該各号のウに定める額を減額して得た  
額(当該減額して得た額が17万円を  
超える場合には、17万円)並びに第  
15条の7の子ども・子育て支援納付  
金賦課額から、それぞれ当該各号のエ  
及びオに定める額を減額して得た額  
(当該減額して得た額が3万円を超え  
る場合には、3万円)の合算額とす  
る。

- (1) 世帯主、当該年度の保険料賦課  
期日(賦課期日後に保険料の納付義  
務が発生した場合にはその発生した  
日とする。)現在においてその世帯  
に属する被保険者及び特定同一世帯  
所属者(法第6条第8号に該当した  
ことにより被保険者の資格を喪失し  
た者であつて、当該資格を喪失した  
日の前日以後継続して同一の世帯に  
属するものをいう。以下同じ。)に  
つき算定した地方税法第314条の  
2第1項に規定する総所得金額(同  
法第317条の2第1項第2号に規  
定する青色専従者給与額又は同法第  
313条第5項に規定する事業専従  
者控除額については、同条第3項、  
第4項又は第5項の規定を適用せ  
ず、所得税法(昭和40年法律第3

には、26万円)並びに第15条の2  
の介護納付金賦課額から、それぞれ当  
該各号のウに定める額を減額して得た  
額(当該減額して得た額が17万円を  
超える場合には、17万円) \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_の合算額とす  
る。

- (1) 世帯主、当該年度の保険料賦課  
期日(賦課期日後に保険料の納付義  
務が発生した場合にはその発生した  
日とする。)現在においてその世帯  
に属する被保険者及び特定同一世帯  
所属者(法第6条第8号に該当した  
ことにより被保険者の資格を喪失し  
た者であつて、当該資格を喪失した  
日の前日以後継続して同一の世帯に  
属するものをいう。以下同じ。)に  
つき算定した地方税法第314条の  
2第1項に規定する総所得金額(同  
法第317条の2第1項第2号に規  
定する青色専従者給与額又は同法第  
313条第5項に規定する事業専従  
者控除額については、同条第3項、  
第4項又は第5項の規定を適用せ  
ず、所得税法(昭和40年法律第3

3号) 第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の

3号) 第57条第1項、第3項又は第4項の規定の例によらないものとし、地方税法第314条の2第1項に規定する山林所得金額及び他の所得と区分して計算される所得の金額（同法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第8項又は第11項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額、同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額、同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額、同法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の

2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の算定についても同様とする。以下この条において同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公

2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額、租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。)の算定についても同様とする。以下この条において同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額(世帯主並びに当該世帯主の世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者(次号及び第3号において「世帯主等」という。)のうち給与所得を有する者(前年中に同条第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。)の数及び公

的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について3万3,320円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について1万2,320円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につい

的年金等に係る所得を有する者（前年中に地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）を超えない世帯に係る保険料の納付義務者

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について3万3,110円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について1万1,760円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人につい

て1万2,460円

エ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について1,260円

オ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る18歳以上被保険者均等割額 被保険者1人について52円

- (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に31万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において、その世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外のもの
- ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について2万

て1万1,620円

- (2) 前号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に30万5,000円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において、その世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計数を乗じて得た額を加算した金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者であつて前号に該当する者以外のもの
- ア 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について2万

3, 800円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について8, 800円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について8, 900円

エ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について900円

オ 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る18歳以上被保険者均等割額 被保険者1人について37円

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に57万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において、その世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計

3, 650円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について8, 400円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 被保険者1人について8, 300円

(3) 第1号に規定する総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項第1号に定める金額（世帯主等のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、同号に定める金額に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加えた金額）に56万円に当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在において、その世帯に属する被保険者の数と特定同一世帯所属者の数の合計

数を乗じて得た額を加算した金額を  
超えない世帯に係る保険料の納付義  
務者であつて前2号に該当する者以  
外のもの

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等  
割額 被保険者1人について9,  
520円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係  
る被保険者均等割額 被保険者1  
人について3, 520円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険  
者均等割額 被保険者1人につい  
て3, 560円

エ 子ども・子育て支援納付金賦課  
額に係る被保険者均等割額 被保  
険者1人について360円

オ 子ども・子育て支援納付金賦課  
額に係る18歳以上被保険者均等  
割額 被保険者1人について15  
円

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第18条の3 当該年度において、納付  
義務者の属する世帯に6歳に達する日  
以後の最初の3月31日以前である被  
保険者がある場合における当該被保険  
者に係る当該年度分の被保険者均等割  
額(前条に規定する金額を減額するも  
のとした場合にあつては、その減額後  
の被保険者均等割額)は、当該被保険

数を乗じて得た額を加算した金額を  
超えない世帯に係る保険料の納付義  
務者であつて前2号に該当する者以  
外のもの

ア 基礎賦課額に係る被保険者均等  
割額 被保険者1人について9,  
460円

イ 後期高齢者支援金等賦課額に係  
る被保険者均等割額 被保険者1  
人について3, 360円

ウ 介護納付金賦課額に係る被保険  
者均等割額 被保険者1人につい  
て3, 320円

(未就学児の被保険者均等割額の減額)

第18条の3 当該年度において、納付  
義務者の属する世帯に6歳に達する日  
以後の最初の3月31日以前である被  
保険者がある場合における当該被保険  
者に係る当該年度分の被保険者均等割  
額(前条に規定する金額を減額するも  
のとした場合にあつては、その減額後  
の被保険者均等割額)は、当該被保険

者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 前条第1号アに規定する金額を減額した世帯 7, 140円

イ 前条第2号アに規定する金額を減額した世帯 1万1, 900円

ウ 前条第3号アに規定する金額を減額した世帯 1万9, 040円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 2万3, 800円

(2) 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 前条第1号イに規定する金額を減額した世帯 2, 640円

イ 前条第2号イに規定する金額を減額した世帯 4, 400円

ウ 前条第3号イに規定する金額を減額した世帯 7, 040円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 8, 800円

(3) 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次

者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 前条第1号アに規定する金額を減額した世帯 7, 095円

イ 前条第2号アに規定する金額を減額した世帯 1万1, 825円

ウ 前条第3号アに規定する金額を減額した世帯 1万8, 920円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 2万3, 650円

(2) 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 前条第1号イに規定する金額を減額した世帯 2, 520円

イ 前条第2号イに規定する金額を減額した世帯 4, 200円

ウ 前条第3号イに規定する金額を減額した世帯 6, 720円

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 8, 400円

に定める額

ア 前条第1号エに規定する金額を

減額した世帯 270円

イ 前条第2号エに規定する金額を

減額した世帯 450円

ウ 前条第3号エに規定する金額を

減額した世帯 720円

エ アからウまでに掲げる世帯以外

の世帯 900円

(出産被保険者の保険料の減額)

第18条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者(政令第29条の7第6項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額(第18条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額)は、当該所得割額並びに被保険者均等割額及び18歳以上被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が、第14条の8、第14条の16、第15条の5及び第15条の10に定める額を超える場合には、当該額)とする。

(出産被保険者の保険料の減額)

第18条の4 当該年度において、世帯に出産被保険者(政令第29条の7第5項第8号に規定する出産被保険者をいう。以下同じ。)がある場合における当該世帯の納付義務者に対して課する所得割額及び被保険者均等割額 \_\_\_\_\_ (第18条の2に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額 \_\_\_\_\_) は、当該所得割額及び被保険者均等割額 \_\_\_\_\_ から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額(当該減額して得た額が、第14条の8、第14条の16及び第15条の5 \_\_\_\_\_ に定める額を超える場合には、当該額)とする。

- (1) 基礎賦課額の所得割額 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（省令第32条の10の3各号で定める場合には、出産の日。第24条の4第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下この項において「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (2) 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者1人について次に定める額
- ア 第18条の2第1号アに規定する金額を減額した世帯 1万4,280円に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- イ 第18条の2第2号アに規定する金額を減額した世帯 2万3,800円に12分の1を乗じて得

- (1) 基礎賦課額の所得割額 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の基礎賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の出産の予定日（省令第32条の10の2各号で定める場合には、出産の日。第24条の4第1項及び第2項において同じ。）の属する月（以下この号において「出産予定月」という。）の前月（多胎妊娠の場合には、3月前）から出産予定月の翌々月までの期間（以下この項において「産前産後期間」という。）のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (2) 基礎賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者1人について次に定める額
- ア 第18条の2第1号アに規定する金額を減額した世帯 1万4,190円に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- イ 第18条の2第2号アに規定する金額を減額した世帯 2万3,650円に12分の1を乗じて得

た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

ウ 第18条の2第3号アに規定する金額を減額した世帯 3万8,080円に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4万7,600円に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(3) 略

(4) 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者1人について次に定める額

ア 第18条の2第1号イに規定する金額を減額した世帯 5,280円に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

イ 第18条の2第2号イに規定する金額を減額した世帯 8,800円に12分の1を乗じて得た額

た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

ウ 第18条の2第3号アに規定する金額を減額した世帯 3万7,840円に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 4万7,300円に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(3) 略

(4) 後期高齢者支援金等賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者1人について次に定める額

ア 第18条の2第1号イに規定する金額を減額した世帯 5,040円に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

イ 第18条の2第2号イに規定する金額を減額した世帯 8,400円に12分の1を乗じて得た額

に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

ウ 第18条の2第3号イに規定する金額を減額した世帯 1万4,080円に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 1万7,600円に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 略

(6) 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者1人について次に定める額

ア 第18条の2第1号ウに規定する金額を減額した世帯 5,340円に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

イ 第18条の2第2号ウに規定する金額を減額した世帯 8,900円に12分の1を乗じて得た額

に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

ウ 第18条の2第3号イに規定する金額を減額した世帯 1万3,440円に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 1万6,800円に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(5) 略

(6) 介護納付金賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者1人について次に定める額

ア 第18条の2第1号ウに規定する金額を減額した世帯 4,980円に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

イ 第18条の2第2号ウに規定する金額を減額した世帯 8,300円に12分の1を乗じて得た額

に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

ウ 第18条の2第3号ウに規定する金額を減額した世帯 1万4,240円に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 1万7,800円に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(7) 子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割額 当該出産被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の所得割の保険料率を乗じて得た額に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

(8) 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者1人について次に定める額

に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

ウ 第18条の2第3号ウに規定する金額を減額した世帯 1万3,280円に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 1万6,600円に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額

- ア 第18条の2第1号エに規定する金額を減額した世帯 540円に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- イ 第18条の2第2号エに規定する金額を減額した世帯 900円に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- ウ 第18条の2第3号エに規定する金額を減額した世帯 1,440円に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- エ アからウまでに掲げる世帯以外の世帯 1,800円に12分の1を乗じて得た額に、当該出産被保険者の産前産後期間のうち当該年度に属する月数を乗じて得た額
- (9) 子ども・子育て支援納付金賦課額に係る18歳以上被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ出産被保険者1人について次に定める額
- ア 第18条の2第1号オに規定す

る金額を減額した世帯 21円に  
12分の1を乗じて得た額に、当  
該出産被保険者の産前産後期間の  
うち当該年度に属する月数を乗じ  
て得た額

イ 第18条の2第2号オに規定す  
る金額を減額した世帯 36円に  
12分の1を乗じて得た額に、当  
該出産被保険者の産前産後期間の  
うち当該年度に属する月数を乗じ  
て得た額

ウ 第18条の2第3号オに規定す  
る金額を減額した世帯 58円に  
12分の1を乗じて得た額に、当  
該出産被保険者の産前産後期間の  
うち当該年度に属する月数を乗じ  
て得た額

エ アからウまでに掲げる世帯以外  
の世帯 73円に12分の1を乗  
じて得た額に、当該出産被保険者  
の産前産後期間のうち当該年度に  
属する月数を乗じて得た額

2 略

(18歳に達する日以後の最初の3月3  
1日以前である被保険者の被保険者均等  
割額の減額)

第18条の5 当該年度において、その  
世帯に18歳に達する日以後の最初の  
3月31日以前である被保険者 (以下

2 略

「18歳未満被保険者」という。）がある場合における当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額は、第15条の9の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割の保険料率に相当する額（第18条の2各号、第18条の3第3号及び前条第8号に規定する基準に従い当該18歳未満被保険者に係る当該年度分の子ども・子育て支援納付金賦課額の被保険者均等割額に相当する額を減額するものとした場合にあつては、当該減額後の額）から当該保険料率に相当する額を減額して得た額とする。

(特例対象被保険者等の特例)

第19条 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第14条第1項、第14条の11、第15条の3、第15条の8、第18条の2及び第18条の4の規定の適用については、第14条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によつ

(特例対象被保険者等の特例)

第19条 世帯主又は当該世帯に属する被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合における第14条第1項及び第18条の2  
の規定の適用については、第14条第1項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によつ

て計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。第2項において同じ。) 」と、「所得の金額(同法)とあるのは「所得の金額(地方税法)と、第18条の2第1号中「総所得金額(同法)とあるのは「総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。地方税法)とする。

て計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。第2項において同じ。) 」と、「所得の金額(同法)とあるのは「所得の金額(地方税法)と、第18条の2第1号中「総所得金額(同法)とあるのは「総所得金額(特例対象被保険者等の総所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、同条第2項の規定によつて計算した金額の100分の30に相当する金額によるものとする。地方税法)とする。

杉並区介護保険条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月19日

杉並区長 岸 本 聡 子

## 杉並区条例第18号

### 杉並区介護保険条例の一部を改正する条例

杉並区介護保険条例（平成12年杉並区条例第33号）の一部を次のように改正する。

第21条第3項を同条第4項とし、同条第2項中「前項の規定」を「前2項の規定」に、「前項第5号」を「第1項第5号」に改め、同項各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

ただし、提出の必要がないと区長が認めるときは、この限りでない。

第21条第2項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項に規定するもののほか、区長は、特別の事由があると認められる者に対し、保険料を減免することができる。

附則第10条第1項中「第21条第1項」の次に「及び第2項」を加え、同条第2項中「第21条第2項及び第3項」を「第21条第3項及び第4項」に、「同条第2項」を「同条第3項」に、「前項第5号」を「第1項第5号」に改める。

附則第11条第1項中「所得税法第28条第1項に規定する給与所得」を「給与所得（所得税法第28条第1項に規定する給与所得をいう。次条及び附則第13条において同じ。）」に、「所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得」を「給与所得（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得をいう。附則第13条において同じ。）」に改める。

附則に次の2条を加える。

（令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

第12条 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において区内に住所を有しない者を除き、同年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において区内に住所を有する者（同法第294条第3項の規定により区の住民基本

台帳に記録されている者とみなされた者を含む。)に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。)のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等(所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。)の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第13条第1項(第1号、第2号ア、第4号ア、第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア及び第16号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第1号中「第39条第1項第1号」とあるのは「第39条第1項第1号(同号ハ中「合計所得金額」とあるのは、「合計所得金額(附則第24条第1項の規定により読み替えて適用される第38条第1項第1号ハに規定する合計所得金額をいう。))」とする。)と、同項第2号ア中「第39条第1項第2号イ」とあるのは「第39条第1項第2号イ(同号イ中「合計所得金額」とあるのは、「合計所得金額(附則第24条第1項の規定により読み替えて適用される第38条第1項第1号ハに規定する合計所得金額をいう。))」とする。)と、同項第4号ア中「第39条第1項第4号イ」とあるのは「第39条第1項第4号イ(同号イ中「合計所得金額」とあるのは、「合計所得金額(附則第24条第1項の規定により読み替えて適用される第38条第1項第1号ハに規定する合計所得金額をいう。))」とする。)と、同項第6号ア中「規定する合計所得金額(」とあるのは「規定する合計所得金額(当該合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、)とする。

- 2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第13条第1項(第1号、第2号ア、第4号ア、第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号

ア及び第16号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第1号中「第39条第1項第1号」とあるのは「第39条第1項第1号(同号ハ中「合計所得金額」とあるのは、「合計所得金額(附則第24条第2項の規定により読み替えて適用される第38条第1項第1号ハに規定する合計所得金額をいう。))」とする。))」と、同項第2号ア中「第39条第1項第2号イ」とあるのは「第39条第1項第2号イ(同号イ中「合計所得金額」とあるのは、「合計所得金額(附則第24条第2項の規定により読み替えて適用される第38条第1項第1号ハに規定する合計所得金額をいう。))」とする。))」と、同項第4号ア中「第39条第1項第4号イ」とあるのは「第39条第1項第4号イ(同号イ中「合計所得金額」とあるのは、「合計所得金額(附則第24条第2項の規定により読み替えて適用される第38条第1項第1号ハに規定する合計所得金額をいう。))」とする。))」と、同項第6号ア中「規定する合計所得金額(」とあるのは「規定する合計所得金額(当該合計所得金額に所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、)」とする。

- 3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第13条第1項(第1号、第2号ア、第4号ア、第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア及び第16号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第1号中「第39条第1項第1号」とあるのは「第39条第1項第1号(同号ハ中「合計所得金額」とあるのは、「合計所得金額(附則第24条第3項の規定により読み替えて適用される第38条第1項第1号ハに規定する合計所得金額をいう。))」とする。))」と、同項第2号ア中「第39条第1項第2号イ」とあるのは「第39条第1項第2号イ(同号イ中「合計所得金額」とあるのは、「合計所得金額(附則第24条第3項の規定により読み替えて適用される第38条第1項第1号ハに規定する合計所得金額をいう。))」とする。))」と、同項第4号ア中「第39条第

1項第4号イ」とあるのは「第39条第1項第4号イ（同号イ中「合計所得金額」とあるのは、「合計所得金額（附則第24条第3項の規定により読み替えて適用される第38条第1項第1号ハに規定する合計所得金額をいう。））」とする。）」と、同項第6号ア中「規定する合計所得金額（）」とあるのは「規定する合計所得金額（当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額を加えた額によるものとし、）」とする。

（令和8年度の保険料率の算定に関する基準の特例）

第13条 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第13条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者の属する世帯の世帯主及び全ての世帯員のうちに、第1号に掲げる者に該当し、かつ、第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当する者があるときは、当該該当する者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

（1） 令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（令和8年度分の保険料の賦課期日において区内に住所を有しない者を除く。）であって、令和8年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において区内に住所を有するもの（同法第294条第3項の規定により区の住民基本台帳に記録されている者とみなされた者を含む。）

（2） 地方税法第295条第1項第2号に掲げる者に該当し、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である

場合

- イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合
  - ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、135万円から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5（以下「別表第5」という。）の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合
- (3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの
- ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、杉並区特別区税条例（昭和39年杉並区条例第41号）第11条第2項の規定により算定した金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合
  - イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、杉並区特別区税条例第11条第2項の規定により算定した金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合
  - ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、杉並区特別区税条例第11条第2項の規定により算定した金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

- 2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第13条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の附則第12条及び第13条の規定は、令和8年度分の保険料について適用し、令和7年度分までの保険料については、なお従前の例による。

## 杉並区介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(保険料の減免)</p> <p>第21条 略</p> <p><u>2 前項に規定するもののほか、区長は、特別の事由があると認められる者に対し、保険料を減免することができる。</u></p> <p><u>3 前2項の規定により保険料の減免を受けようとする者は、納期限（第1項第5号に該当する者にあつては、区長が別に定める日）までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、区長に提出しなければならない。ただし、提出の必要がないと区長が認めるときは、この限りでない。</u></p> <p>(1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者（<u>第1項第5号に該当する者にあつては、第1号被保険者</u>）の氏名、住所及び個人番号</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p><u>4 略</u></p> <p>附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に係る令和元年度分から令和4年度分までの保険料</p>	<p>(保険料の減免)</p> <p>第21条 略</p> <p><u>2 前項の規定</u>により保険料の減免を受けようとする者は、納期限（<u>前項第5号</u>に該当する者にあつては、区長が別に定める日）までに、次に掲げる事項を記載した申請書に減免を受けようとする理由を証明する書類を添付して、区長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 第1号被保険者及びその属する世帯の生計を主として維持する者（<u>前項第5号</u>に該当する者にあつては、第1号被保険者）の氏名、住所及び個人番号</p> <p>(2)及び(3) 略</p> <p><u>3 略</u></p> <p>附 則</p> <p>(新型コロナウイルス感染症に係る令和元年度分から令和4年度分までの保険料</p>

の減免の特例)

第10条 第21条第1項及び第2項の規定にかかわらず、区長は、次に掲げる場合であつて、必要があると認めるときは、当該第1号被保険者に対し、保険料（令和元年度分から令和4年度分までの保険料であつて、令和2年2月1日から令和6年3月31日までの間に納期限（特別徴収の方法によって徴収する保険料にあつては、当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払日）が到来するものに限る。）を減免することができる。

(1)及び(2) 略

2 第21条第3項及び第4項の規定は、前項の規定による保険料の減免について準用する。この場合において、同条第3項中「納期限（第1項第5号に該当する者にあつては）」とあるのは、「納期限（これにより難い特別の事情があると認める場合には）」と読み替えるものとする。

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定の特例)

第11条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に給与所得（所得税法第28条第1項に規定する給与所得をいう。次条及び附則第13条において同じ。）又は同法第35条第3項

の減免の特例)

第10条 第21条第1項\_\_\_\_\_の規定にかかわらず、区長は、次に掲げる場合であつて、必要があると認めるときは、当該第1号被保険者に対し、保険料（令和元年度分から令和4年度分までの保険料であつて、令和2年2月1日から令和6年3月31日までの間に納期限（特別徴収の方法によって徴収する保険料にあつては、当該保険料の徴収に係る特別徴収対象年金給付の支払日）が到来するものに限る。）を減免することができる。

(1)及び(2) 略

2 第21条第2項及び第3項の規定は、前項の規定による保険料の減免について準用する。この場合において、同条第2項中「納期限（前項第5号に該当する者にあつては）」とあるのは、「納期限（これにより難い特別の事情があると認める場合には）」と読み替えるものとする。

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定の特例)

第11条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法第28条第1項に規定する給与所得\_\_\_\_\_又は同法第35条第3項

に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第13条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「規定する合計所得金額（）」とあるのは、「規定する合計所得金額（給与所得（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得をいう。附則第13条において同じ。）及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとし、）」とする。

2及び3 略

（令和8年度の保険料率の算定に関する所得の額の算定方法の特例）

第12条 第1号被保険者（令和8年度分の保険料の賦課期日において区内に住所を有しない者を除き、同年度分の地方税法の規定による市町村民税の賦課期日において区内に住所を有する者

に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第13条第1項（第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア及び第13号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第6号ア中「規定する合計所得金額（）」とあるのは、「規定する合計所得金額（所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給

与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額（当該額が0を下回る場合には、0とする。）によるものとし、）」とする。

2及び3 略

(同法第294条第3項の規定により  
区の住民基本台帳に記録されている者  
とみなされた者を含む。)に限る。以下この条及び次条第1項において同じ。)のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者(同年中の給与等(所得税法第28条第1項に規定する給与等をいう。以下同じ。)の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満である者に限る。)の令和8年度における保険料率の算定についての第13条第1項(第1号、第2号ア、第4号ア、第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア及び第16号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第1号中「第39条第1項第1号」とあるのは「第39条第1項第1号(同号ハ中「合計所得金額」とあるのは、  
「合計所得金額(附則第24条第1項の規定により読み替えて適用される第38条第1項第1号ハに規定する合計所得金額をいう。)」とする。)」と、同項第2号ア中「第39条第1項第2号イ」とあるのは「第39条第1項第2号イ(同号イ中「合計所得金額」とあるのは、「合計所得金額(附

則第24条第1項の規定により読み替えて適用される第38条第1項第1号ハに規定する合計所得金額をいう。）」とする。）」と、同項第4号ア中「第39条第1項第4号イ」とあるのは「第39条第1項第4号イ（同号イ中「合計所得金額」とあるのは、「合計所得金額（附則第24条第1項の規定により読み替えて適用される第38条第1項第1号ハに規定する合計所得金額をいう。）」とする。）」と、同項第6号ア中「規定する合計所得金額（）」とあるのは「規定する合計所得金額（当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から55万円を控除して得た額を加えた額によるものとし、）」とする。

- 2 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第13条第1項（第1号、第2号

ア、第4号ア、第6号ア、第7号ア、  
第8号ア、第9号ア、第10号ア、第  
11号ア、第12号ア、第13号ア、  
第14号ア、第15号ア及び第16号  
アに係る部分に限る。)の規定の適用  
については、同項第1号中「第39条  
第1項第1号」とあるのは「第39条  
第1項第1号(同号ハ中「合計所得金  
額」とあるのは、「合計所得金額(附  
則第24条第2項の規定により読み替  
えて適用される第38条第1項第1号  
ハに規定する合計所得金額をい  
う。)」とする。)」と、同項第2号  
ア中「第39条第1項第2号イ」とあ  
るのは「第39条第1項第2号イ(同  
号イ中「合計所得金額」とあるのは、  
「合計所得金額(附則第24条第2項  
の規定により読み替えて適用される第  
38条第1項第1号ハに規定する合計  
所得金額をいう。)」とする。)」  
と、同項第4号ア中「第39条第1項  
第4号イ」とあるのは「第39条第1  
項第4号イ(同号イ中「合計所得金  
額」とあるのは、「合計所得金額(附  
則第24条第2項の規定により読み替  
えて適用される第38条第1項第1号  
ハに規定する合計所得金額をい  
う。)」とする。)」と、同項第6号  
ア中「規定する合計所得金額(」とあ

るのは「規定する合計所得金額（当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に10万円を加えた額によるものとし、）」とする。

- 3 第1号被保険者のうち、令和7年の合計所得金額に給与所得が含まれている者（同年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満である者に限る。）の令和8年度における保険料率の算定についての第13条第1項（第1号、第2号ア、第4号ア、第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア、第10号ア、第11号ア、第12号ア、第13号ア、第14号ア、第15号ア及び第16号アに係る部分に限る。）の規定の適用については、同項第1号中「第39条第1項第1号」とあるのは「第39条第1項第1号（同号ハ中「合計所得金額」とあるのは、「合計所得金額（附則第24条第3項の規定により読み替えて適用される第38条第1項第1号ハに規定する合計所得金額をいう。）」とする。）」と、同項第2号ア中「第39条第1項第2号イ」とあるのは「第3

9条第1項第2号イ（同号イ中「合計所得金額」とあるのは、「合計所得金額（附則第24条第3項の規定により読み替えて適用される第38条第1項第1号ハに規定する合計所得金額をいう。））」とする。）」と、同項第4号ア中「第39条第1項第4号イ」とあるのは「第39条第1項第4号イ（同号イ中「合計所得金額」とあるのは、「合計所得金額（附則第24条第3項の規定により読み替えて適用される第38条第1項第1号ハに規定する合計所得金額をいう。））」とする。）」と、同項第6号ア中「規定する合計所得金額（「とあるのは「規定する合計所得金額（当該合計所得金額に所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得が含まれている場合には、当該給与所得の金額については、同条第2項の規定によって計算した金額に65万円から令和7年中の同条第1項に規定する給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を所得税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第13号）第1条の規定による改正前の所得税法別表第5の給与等の金額として、同表により当該金額に応じて求めた同表の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控

除して得た額を加えた額によるものと  
し、」とする。

(令和8年度の保険料率の算定に関する  
基準の特例)

第13条 第1号被保険者の令和8年度  
における保険料率の算定についての第  
13条第1項の規定の適用について  
は、当該第1号被保険者の属する世帯  
の世帯主及び全ての世帯員のうちに、  
第1号に掲げる者に該当し、かつ、第  
2号又は第3号に掲げる者のいずれか  
に該当する者があるときは、当該該当  
する者は、同年度分の地方税法の規定  
による市町村民税が課されている者と  
みなす。

(1) 令和7年の合計所得金額に給与  
所得が含まれている者（令和8年度  
分の保険料の賦課期日において区内  
に住所を有しない者を除く。）であ  
って、令和8年度分の地方税法の規  
定による市町村民税の賦課期日にお  
いて区内に住所を有するもの（同法  
第294条第3項の規定により区の  
住民基本台帳に記録されている者と  
みなされた者を含む。）

(2) 地方税法第295条第1項第2  
号に掲げる者に該当し、かつ、令和  
8年度分の同法の規定による市町村  
民税が課されていない者であって、

次のアからウまでに掲げる場合のい  
ずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額  
が55万1,000円以上65万  
1,000円未満であり、かつ、  
135万円から同年の合計所得金  
額を控除して得た額が、同年中の  
給与等の収入金額から55万円を  
控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額  
が65万1,000円以上161  
万9,000円未満であり、か  
つ、135万円から同年の合計所  
得金額を控除して得た額が10万  
円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額  
が161万9,000円以上19  
0万円未満であり、かつ、135  
万円から同年の合計所得金額を控  
除して得た額が、65万円から、  
同年中の給与等の収入金額から当  
該給与等の収入金額を所得税法等  
の一部を改正する法律（令和7年  
法律第13号）第1条の規定によ  
る改正前の所得税法別表第5（以  
下「別表第5」という。）の給与  
等の金額として、別表第5により  
当該金額に応じて求めた別表第5  
の給与所得控除後の給与等の金額

を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

(3) 地方税法第295条第1項各号に掲げる者に該当せず、かつ、令和8年度分の同法の規定による市町村民税が課されていない者であって、次のアからウまでに掲げる場合のいずれかに該当するもの

ア 令和7年中の給与等の収入金額が55万1,000円以上65万1,000円未満であり、かつ、杉並区特別区税条例（昭和39年杉並区条例第41号）第11条第2項の規定により算定した金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、同年中の給与等の収入金額から55万円を控除して得た額以下である場合

イ 令和7年中の給与等の収入金額が65万1,000円以上161万9,000円未満であり、かつ、杉並区特別区税条例第11条第2項の規定により算定した金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が10万円以下である場合

ウ 令和7年中の給与等の収入金額が161万9,000円以上190万円未満であり、かつ、杉並区

特別区税条例第11条第2項の規定により算定した金額から同年の合計所得金額を控除して得た額が、65万円から、同年中の給与等の収入金額から当該給与等の収入金額を別表第5の給与等の金額として、別表第5により当該金額に応じて求めた別表第5の給与所得控除後の給与等の金額を控除して得た額を控除して得た額以下である場合

- 2 第1号被保険者の令和8年度における保険料率の算定についての第13条第1項の規定の適用については、当該第1号被保険者が前項第1号に掲げる者に該当し、かつ、同項第2号又は第3号に掲げる者のいずれかに該当するときは、当該第1号被保険者は、同年度分の地方税法の規定による市町村民税が課されている者とみなす。

杉並区財政状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月19日

杉並区長 岸 本 聡 子

## 杉並区条例第19号

杉並区財政状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例

第1条 杉並区財政状況の公表に関する条例（昭和23年杉並区条例第5号）の一部を次のように改正する。

第4条中「、区役所の門前掲示場への掲示」を削る。

第2条 杉並区行政手続条例（平成7年杉並区条例第28号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「名あて人」を「名宛人」に改め、同条第3項中「名あて人」を「名宛人」に、「その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示すること」を「公示の方法」に改め、同項後段を削り、同条に次の1項を加える。

4 前項の公示の方法による通知は、不利益処分の名宛人となるべき者の氏名、第1項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が同項各号に掲げる事項を記載した書面をいつでもその者に交付する旨（以下この項において「公示事項」という。）を規則で定める方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置くとともに、公示事項が記載された書面を当該行政庁の事務所の掲示場に掲示し、又は公示事項を当該事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによって行うものとする。この場合においては、当該措置を開始した日から2週間を経過したときに、当該通知がその者に到達したものとみなす。

第16条第1項中「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に改める。

第22条第3項中「第15条第3項」及び「同条第3項」の次に「及び第4項」を加え、「名あて人」を「名宛人」に改め、「と、」の次に「同項中」を加え、「掲示を始めた日から2週間を経過した」を削り、「、掲示を始めた」を

「、当該措置を開始した」に改める。

第29条中「第15条第3項及び」の次に「第4項並びに」を加え、「同項第3号」を「同条第4項中「第1項第3号」に、「同条第3号」を「第28条第3号」に、「同条第3項後段」を「同条第4項後段」に、「第15条第3項後段」を「第15条第4項後段」に改める。

第3条 杉並区公告式条例（昭和37年杉並区条例第2号）の一部を次のように改正する。

第1条に見出しとして「（趣旨）」を付し、同条中「もとづく」を「基づく」に改める。

第2条を次のように改める。

（条例の公布）

第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨及び年月日を記入して、その末尾に杉並区長（以下「区長」という。）が署名（地方自治法第16条第4項で定める署名に代わる措置を含む。）をしなければならない。

2 条例の公布は、杉並区（以下「区」という。）のホームページに掲載し、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）を利用して公衆が閲覧することができる状態に置く措置をとることにより行うものとする。ただし、区長が必要と認めるときは、当該措置に代えて杉並区役所の門前掲示場に掲示して行うことができる。

第3条に見出しとして「（区規則への準用）」を付し、同条中「規則に」を「区長の定める規則（以下「区規則」という。）の公布について」に改める。

第4条の前に見出しとして「（その他の規則及び規程の公表）」を付し、同条第1項中「規則」を「区規則」に、「および」を「及び」に、「記入して区長印をおさなければ」を「記入しなければ」に改め、同条第2項中「規程に」を「規定による規程の公表について」に改める。

第5条第1項中「議会の会議規則、傍聴人取締規則その他区の機関」を「区の機関（区長を除く。以下同じ。）」に、「ものに」を「ものについて」に改め、「この場合」を「この場合において、同条第1項中「杉並区長（以下「区長」という。）」とあり、及び同条第2項ただし書中」に、「とあるのは」を「とある

のは、」に、「または」を「又は」に改め、同条第2項中「第4条」を「前条」に、「ものに」を「ものについて」に改め、同項後段を次のように改める。

この場合において、同条第1項中「区長名」とあるのは、「当該機関名又は当該機関の代表者名」と読み替えるものとする。

第6条に見出しとして「（施行期日の特例）」を付し、同条中「規則または区」を「条例、区規則若しくは区」に、「もしくは」を「又は」に、「当該規則または」を「当該条例、規則又は」に改める。

第4条 杉並区職員の退職手当に関する条例（昭和50年杉並区条例第11号）の一部を次のように改正する。

第18条第3項中「当該退職手当管理機関に係る事務所の掲示場に掲示すること等」を「杉並区のホームページに掲載し、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）を利用して公衆が閲覧することができる状態に置く措置をとること」に改め、同項後段を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、区長が必要と認めるときは、杉並区役所の門前掲示場への掲示をもつて当該措置に代えることができる。

第18条に次の1項を加える。

4 前項の場合においては、その掲載し、又は掲示した日から起算して2週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

第5条 杉並区人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年杉並区条例第4号）の一部を次のように改正する。

第6条中「、区役所の門前掲示場への掲示」を削る。

第6条 杉並区特別区税条例（昭和39年杉並区条例第41号）の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

（公示送達）

第6条 法第20条の2の規定による公示送達は、公示事項（同条第2項に規定する公示事項をいう。以下この条において同じ。）を地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）第1条の8第1項に規

定する方法により不特定多数の者が閲覧することができる状態に置く措置をとるとともに、公示事項が記載された書面を杉並区役所の門前掲示場に掲示し、又は公示事項を区の事務所に設置した電子計算機の映像面に表示したものの閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによつてするものとする。

第16条第4項中「地方税法施行規則（昭和29年総理府令第23号。以下「施行規則」という。）」を「施行規則」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和8年5月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
  - (1) 第2条及び次項の規定 令和8年5月21日
  - (2) 第6条及び附則第4項の規定 地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）附則第1条第12号に掲げる規定の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日
- 2 第2条の規定による改正後の杉並区行政手続条例第15条第3項及び第4項（これらの規定を同条例又は他の条例において準用する場合を含む。）の規定は、前項第1号に掲げる規定の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。
- 3 第4条の規定による改正後の杉並区職員の退職手当に関する条例第18条第3項及び第4項の規定は、この条例の施行の日以後にする通知について適用し、同日前にした通知については、なお従前の例による。
- 4 第6条の規定による改正後の杉並区特別区税条例第6条の規定は、附則第1項第2号に掲げる規定の施行の日以後にする公示送達について適用し、同日前にした公示送達については、なお従前の例による。

## 杉並区財政状況の公表に関する条例等の一部を改正する条例新旧対照表

## 第1条による改正（杉並区財政状況の公表に関する条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(公表方法)	(公表方法)
第4条 財政状況の公表は、インターネットの利用、区長が指定する場所における閲覧 <u>_____</u> <u>_____</u> その他区長が適当と認める方法により行うものとする。	第4条 財政状況の公表は、インターネットの利用、区長が指定する場所における閲覧、 <u>区役所の門前掲示場への掲示</u> その他区長が適当と認める方法により行うものとする。

## 第2条による改正（杉並区行政手続条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
(聴聞の通知の方式)	(聴聞の通知の方式)
第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間をおいて、不利益処分の名宛人 <u>_____</u> となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 (1)～(4) 略 2 略 3 行政庁は、不利益処分の名宛人 <u>_____</u> となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、 <u>公示の方法</u> <u>_____</u>	第15条 行政庁は、聴聞を行うに当たっては、聴聞を行うべき期日までに相当な期間をおいて、不利益処分の名あて人 <u>_____</u> となるべき者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。 (1)～(4) 略 2 略 3 行政庁は、不利益処分の名あて人 <u>_____</u> となるべき者の所在が判明しない場合においては、第1項の規定による通知を、 <u>その者の氏名、同項第3号及び第4号に掲げる事項並びに当該行政庁が</u>



知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

2～4 略

(続行期日の指定)

第22条 略

2 略

3 第15条第3項及び第4項の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項及び第4項中「不利益処分の名宛人」となるべき者とあるのは「当事者又は参加人」と、同項中「\_\_\_\_\_とき」とあるのは「\_\_\_\_\_とき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、当該措置を開始した日の翌日)」と読み替えるものとする。

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び第4項並びに第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、同条第4項中「第1項第3号及び第4号」とあるのは「第28条第3号」と、第16条

知が到達したものとみなされる者を含む。以下「当事者」という。)は、代理人を選任することができる。

2～4 略

(続行期日の指定)

第22条 略

2 略

3 第15条第3項\_\_\_\_\_の規定は、前項本文の場合において、当事者又は参加人の所在が判明しないときにおける通知の方法について準用する。この場合において、同条第3項\_\_\_\_\_中「不利益処分の名あて人」となるべき者とあるのは「当事者又は参加人」と、\_\_\_\_\_「掲示を始めた日から2週間を経過したとき」とあるのは「掲示を始めた日から2週間を経過したとき(同一の当事者又は参加人に対する2回目以降の通知にあつては、掲示を始めた\_\_\_\_\_日の翌日)」と読み替えるものとする。

(聴聞に関する手続の準用)

第29条 第15条第3項及び\_\_\_\_\_第16条の規定は、弁明の機会の付与について準用する。この場合において、第15条第3項中「第1項」とあるのは「第28条」と、「同項第3号\_\_\_\_\_及び第4号」とあるのは「同条第3号\_\_\_\_\_」と、第16条

第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第4項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第4項後段」と読み替えるものとする。

第1項中「前条第1項」とあるのは「第28条」と、「同条第3項後段」とあるのは「第29条において準用する第15条第3項後段」と読み替えるものとする。

第3条による改正（杉並区公告式条例の一部改正）

新 条 例	旧 条 例
<p><u>(趣旨)</u></p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条の規定に<u>基づく</u>公告式は、この条例の定めるところによる。</p> <p><u>(条例の公布)</u></p> <p>第2条 <u>条例を公布しようとするときは、公布の旨及び年月日を記入して、その末尾に杉並区長（以下「区長」という。）が署名（地方自治法第16条第4項で定める署名に代わる措置を含む。）をしなければならない。</u></p> <p>2 <u>条例の公布は、杉並区（以下「区」という。）のホームページに掲載し、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によつて直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）を利用して公衆が閲覧すること</u></p>	<p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条の規定に<u>もとづく</u>公告式は、この条例の定めるところによる。</p> <p>第2条 <u>条例を公布しようとするときは、公布の旨および年月日を記入してその末尾に区長が署名しなければならない。</u></p> <p>2 <u>条例の公布は、区役所の門前掲示場に掲示して行う。</u></p>

ができる状態に置く措置をとることに  
より行うものとする。ただし、区長が  
必要と認めるときは、当該措置に代え  
て杉並区役所の門前掲示場に掲示して  
行うことができる。

(区規則への準用)

第3条 前条の規定は、区長の定める規  
則（以下「区規則」という。）の公布  
について準用する。

(その他の規則及び規程の公表)

第4条 区規則を除くほか、区長の定め  
る規程を公表しようとするときは、公  
表の旨、年月日及び区長名を記入し  
なければ ならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の規定  
による規程の公表について準用する。

第5条 第2条の規定は、区の機関（区  
長を除く。以下同じ。） の  
定める規則で公表を要するものについ  
て準用する。この場合において、同条  
第1項中「杉並区長（以下「区長」と  
いう。）」とあり、及び同条第2項た  
だし書中「区長」とあるのは、「当該  
機関又は当該機関を代表する者」と  
読み替えるものとする。

2 前条 の規定は、区の機関の定める  
規程で公表を要するものについて準用  
する。この場合において、同条第1項  
中「区長名」とあるのは、「当該機関

第3条 前条の規定は、規則に  
準用する。

第4条 規則 を除くほか、区長の定め  
る規程を公表しようとするときは、公  
表の旨、年月日および区長名を記入し  
て区長印をおさなければ ならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の規程  
に 準用する。

第5条 第2条の規定は、議会の会議規  
則、傍聴人取締規則その他区の機関の  
定める規則で公表を要するものに  
準用する。この場合

「区長」とあるのは「当該  
機関または当該機関を代表する者」と  
読み替えるものとする。

2 第4条 の規定は、区の機関の定める  
規程で公表を要するものに 準用  
する。この場合「区長名」とあるのは  
「当該機関名」、「区長印」とあるの







杉並区立すぎのき生活園条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月19日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第20号

杉並区立すぎのき生活園条例の一部を改正する条例

杉並区立すぎのき生活園条例（昭和62年杉並区条例第32号）の一部を次のように改正する。

第1条中「杉並区井草三丁目18番14号」を「杉並区井草五丁目19番12号」に改める。

附 則

この条例は、令和8年5月7日から施行する。

## 杉並区立すぎのき生活園条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
(設置) 第1条 知的障害者の自立と社会参加の促進を図り、もって知的障害者の福祉の向上に資するため、杉並区立すぎのき生活園（以下「生活園」という。）を <u>杉並区井草五丁目19番12号</u> に設置する。	(設置) 第1条 知的障害者の自立と社会参加の促進を図り、もって知的障害者の福祉の向上に資するため、杉並区立すぎのき生活園（以下「生活園」という。）を <u>杉並区井草三丁目18番14号</u> に設置する。

杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月19日

杉並区長 岸 本 聡 子

杉並区条例第21号

杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例の一部を改正する条例

杉並区立地域区民センター及び区民集会所条例（昭和53年杉並区条例第40号）の一部を次のように改正する。

別表第2（1）杉並区立荻窪地域区民センターの部を次のように改める。

杉並区立 荻窪地域 区民セン ター	第1集会室	2,500円	1,600円	1,600円	600円
	第2集会室	1,700円	1,100円	1,100円	400円
	第3集会室	1,600円	1,000円	1,000円	400円
	第4集会室	1,200円	800円	800円	300円
	第5集会室	1,400円	900円	900円	300円
	第6集会室	1,400円	900円	900円	300円
	第7集会室	1,600円	1,000円	1,000円	400円
	第8集会室	1,200円	800円	800円	300円
	第1和室	800円	500円	500円	200円
	第2和室	1,000円	700円	700円	200円
	第3和室	300円	200円	200円	100円
	水屋	100円	100円	100円	100円
	第1工芸室	1,200円	800円	800円	300円
	第2工芸室	1,200円	800円	800円	300円
	料理室	2,100円	1,400円	1,400円	500円
	多目的室	7,500円	5,000円	5,000円	1,800円

別表第2（2）杉並区立荻窪地域区民センターの部中

音楽室	1,400円	を
-----	--------	---

第1音楽室	1,400円
第2音楽室	300円

に改める。

附 則

この条例は、令和8年10月1日から施行する。

杉並区印鑑条例の一部を改正する条例を公布する。

令和8年3月19日

杉並区長 岸 本 聡 子

## 杉並区条例第22号

杉並区印鑑条例の一部を改正する条例

杉並区印鑑条例（昭和50年杉並区条例第34号）の一部を次のように改正する。

第20条第1項中「第12条の2第4項第2号ロ」を「第12条の2第4項第3号ロ」に改める。

### 附 則

この条例は、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律（令和7年法律第46号）の施行の日又はこの条例の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

## 杉並区印鑑条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例	旧 条 例
<p>(多機能端末機による印鑑登録証明の申請等)</p> <p>第20条 前2条の規定にかかわらず、印鑑登録者(規則で定める者を除く。)は、多機能端末機(民間事業者が設置した多様なサービスを提供する機能を有する端末機で、区の電子計算機と電気通信回線で接続され、自動的に証明書を交付するものをいう。)に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。)第22条第7項の規定により同条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第3号ロに規定する移動端末設備(公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書</p>	<p>(多機能端末機による印鑑登録証明の申請等)</p> <p>第20条 前2条の規定にかかわらず、印鑑登録者(規則で定める者を除く。)は、多機能端末機(民間事業者が設置した多様なサービスを提供する機能を有する端末機で、区の電子計算機と電気通信回線で接続され、自動的に証明書を交付するものをいう。)に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)第2条第7項に規定する個人番号カード(電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号。以下「公的個人認証法」という。)第22条第7項の規定により同条第1項に規定する個人番号カード用利用者証明用電子証明書が記録されているものに限る。)又は電気通信事業法(昭和59年法律第86号)第12条の2第4項第2号ロに規定する移動端末設備(公的個人認証法第35条の2第1項に規定する移動端末設備用利用者証明用電子証明書</p>

が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。)を使用して、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

2 略

が記録された電磁的記録媒体が組み込まれたものに限る。)を使用して、印鑑登録証明書の交付を申請し、その交付を受けることができる。

2 略